

第99回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第103号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 第104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第105号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第106号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第107号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第108号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第109号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 第110号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件
- 第111号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第112号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第113号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第114号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 第115号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 第116号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第117号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第118号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第119号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第120号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 承認第7号 神河町恒久平和のまち宣言制定の件

○議会提出議案

- 発議第5号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 発議第6号 激甚化する自然災害から「命」と「暮らし」を守るための対応と社会資本整備の更なる推進を求める意見書

神河町告示第203号

第99回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和2年12月8日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第99回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和2年12月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月8日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第5号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第103号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第6 第104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第7 第105号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第106号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第107号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第8 第108号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 日程第9 第109号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 日程第10 第110号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件
- 日程第11 第111号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第112号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第113号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第114号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第15 第115号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第16 第116号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第17 第117号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 第118号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 第119号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第20 第120号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21 承認第7号 神河町恒久平和のまち宣言制定の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 発議第5号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5 第103号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
日程第6 第104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
日程第7 第105号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第106号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第107号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
日程第8 第108号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
日程第9 第109号議案 神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件
日程第10 第110号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件
日程第11 第111号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第12 第112号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13 第113号議案 神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14 第114号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
日程第15 第115号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第16 第116号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第17 第117号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18 第118号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 第119号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第20 第120号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第21 承認第7号 神河町恒久平和のまち宣言制定の件

出席議員（10名）

1番	安部重助	8番	藤森正晴
2番	三谷克巳	9番	藤原裕和
4番	小寺俊輔	10番	栗原廣哉
5番	吉岡嘉宏	11番	澤田俊一

 欠席議員（なし）

 欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

 局長 小林 英和 主事 山名 雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名 宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前田 義人 真弓 憲吾	
教育長	入江 多喜夫	建設課長	野崎 直規
総務課長	日和 哲朗	地籍課長	藤田 晋作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	谷 総和人
.....	黒田 勝樹	健康福祉課長	桐月 俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	岡部 成幸	保西 瞳
税務課長	長井 千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	高木 浩	山本 哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春名 常洋
.....	平岡 民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員	
地域振興課長	多田 守	井上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長	
.....	前川 穂積	藤原 美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
.....	藤原 登志幸	高橋 宏安

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、11月27日に御逝去されました藤原日順議員の冥福をお祈りし、皆様とともに黙禱をささげたいと思います。御起立のほどお願いいたします。黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（廣納 良幸君） お直りください。ありがとうございました。

それでは、開会前に一言、御挨拶を申し上げます。本日、ここに第99回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り、開会できますことは町政のため、誠に御同慶にたえません。

中播磨管内におきましても、新型コロナウイルス感染者数が倍増し、クラスターも発生いたしました。もう一度気を引き締め、年内は劇的に感染者数が増えないように頑張りたいと思うところでございます。2021年は少しでも明るい希望が持てる年になりますように願いたいものでございます。

今次定例会に町長から提出されます議案は、後ほど議会運営委員長から報告を受けませんが、人事案件5件、条例の制定及び一部改正6件、規約の一部改正1件、補正予算6件、承認1件、計19件でございます。いずれも町政にとって重要な案件でございます。議員各位におかれましては、格段の御精励を賜るとともに、慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られ、町民の皆様方の負託にお応えできるようをお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、町長から挨拶をいただきます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第99回神河町議会の開会に当たりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

まずもって、11月27日、御逝去されました神河町議会議員前副議長、藤原日順氏に対し、心からのお悔やみを申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

故人のこれまでに賜りました神河町のまちづくりに対しまして、心からの感謝を申し上げますとともに、これまで頂戴いたしました多くの御提言につきましてしっかりと心に刻み、これからの町政運営につなげてまいります。どうぞ安らかにお眠りくださいませ。

さて、師走に入り何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。今年は年明けから新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年となりましたが、議員各位にはそれぞれ御健勝にて御活躍されておりますこと、お喜び申し上げます。

また、第99回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、12月4日から10日までの1週間は人権週間です。毎年この時期に開催していただきました人権青少年健全育成大会はコロナ禍の中、グリンデルホール開催に代わって、12月11日までの間、子どもたちの主張と大阪市立大学教授パク・イルさんの人権講演会を、ケーブルテレビ特別番組として放送しておりますので、ぜひ御覧ください。

まず、Go To トラベル、Go To Eatの利用で、全国の観光地もようやくにぎわいを取り戻す一方で、11月に入りましてから全国的に急激な広がりを見せている第三波の新型コロナウイルスは、感染者が過去最多を更新する都道府県が相次ぎ、政府としてGo To トラベルの対象除外地域の拡大を決定しています。兵庫県では、新たな感染者が連日100人を超える日が続く中、全国一部地域で制限することとなったGo To Eatのプレミアム付商品券の申込みを当面の間、停止することとなりました。さらに月末には、過去最多の184人の感染者が確認され、神崎郡内で20人

を超えるクラスターも発生いたしました。このような状況を受け、直ちに新型コロナ対策本部会議を開催をし、神河町内各幼稚園、小・中学校及び公共施設のコロナ感染症対策の徹底と、その他今後の対応方針について協議を行い、以降、防災無線、ケーブルテレビ、神河町ホームページでの注意喚起を行っています。

12月に入りましてからも状況は変わらず、新たに県内の病院でのクラスターの発生など、深刻な状態が続いています。町民の皆様には引き続き、毎日の検温の実施とマスクの着用、手洗い、うがい、身体的距離、ソーシャルディスタンスの確保、三密を避けるなど、新たな生活様式、兵庫スタイルを基本に、インフルエンザなど、冬場の感染症対策と、一人一人がうつらない、うつさないとの強い思いで取り組むことが大切です。一層の御理解、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスは誰もが感染の可能性があります。うわさやデマによる偏見や差別、誹謗中傷などにつながらないように、正確な情報に基づいた冷静な判断や行動を重ねてお願いいたします。

今定例会におきましては、議長の挨拶にもございました、人事案件5件、条例制定6件、規約変更1件、令和2年度各会計補正予算6件、そして承認案件1件の計19件を提案させていただきます。議員各位には慎重審議により、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第99回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第1は、会議録署名議員であります。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

4番、小寺俊輔議員、5番、吉岡嘉宏議員、以上2名を指名いたします。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 飛沫対策がされておりますので、ここでマスクを外させていただきます。

議会運営委員会委員長の安部でございます。去る12月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月22日までの15日間と決しております。
町長から提出されます議案は、人事案件5件、条例の制定及び一部改正6件、兵庫県市町村職員退職手当組合の規約の一部変更1件、補正予算6件、承認1件の計19件です。

議会からの提出議案は条例の一部改正1件で、本日、第1日目に表決をお願いすることにしております。

なお、最終日には意見書1件を提出する予定です。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第103号議案から第107号議案については同意、第111号議案から第114号議案、第119号議案及び第120号議案並びに承認第7号については表決を、第108号議案から第110号議案、第115号議案は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。第116号議案から第118号議案の特別会計補正予算は、第3日目の最終日採決をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを11月27日の午後3時とし、通告があった5人の議員により、本会議第2日目の16日9時30分から行います。22日の最終日は、委員会に付託しました4議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より、例月出納検査及び定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まずは、総務文教常任委員会、三谷克巳常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。2番、三谷でございます。それでは、コロナ対策してありますので、マスクを外して報告をさせていただきますたいと思います。

閉会中におきますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。委員会を11月18日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容を報告いたします。

最初に、教育委員会ですが、GIGAスクール構想、これは大きく分けて3つの内容がございますが、そのうちの校内通信ネットワーク環境整備、この内容につきましてはLANケーブル、それからルーター、スイッチングハブ、無線アクセスポイント、タブレット保管庫の設置ですが、この事業と次の新教育ネットワーク構築、この内容はサーバー、教職員用、また教室用のパソコン、それから電子黒板、書画カメラ、それから授業画像撮影機器の整備でございます。そして、最後の児童・生徒用のタブレットの端末の購入、これらについては完了しております。今後の分の中で、GIGAスクールサポーターの配置につきましては、富士ゼロックス兵庫株式会社と委託契約をしており、パソコンやタブレット端末の操作説明や担当者の研修会を実施をしていきます。

次に、神崎郡3町で共同実施する病児・病後児保育は、ケアステーションかんざき2階の会議室を改造して設置しますが、株式会社しんかいと1,262万8,000円で工事請負契約を締結しております。この事業所の定員は2名で、事業類型は病児対応型、医療機関型になります。そして利用日、時間等につきましては、月曜日から金曜日の午前8時半から午後6時までで、受付時間は午前8時15分から午前8時30分までとなっております。1日の利用料は、神崎郡内在住者は2,000円、郡外の在住者は3,000円の予定とのことでございます。この中で、利用期間についての質疑がございまして、原則7日間を超える保育はできないが、検討しなければならない点であるとの回答でございました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されておりました越知谷小学校、幼稚園の閉校、閉園式は来年3月に予定されております。

次に、来年の5月29日に峰山高原で開催予定のオリエンテーリングは、国際マスタースターズゲームズ協会の総会で、これも新型コロナウイルス感染症の影響により、1年延期されることが承認されております。

次に、教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきますところの、令和元年度の教育委員会の点検・評価の報告、これはお手元に配付の神河町の教育の施策評価のとおり

報告を受けております。この点検・評価の結果は、今後いろいろな形で公表をされていきます。

この報告を受ける中で、質疑がございまして、器物破損また部活内トラブル等の問題行動の241件の内訳についての質疑がございました。これに対して、問題行動とは、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損、恐喝、窃盗、万引き、放火、深夜徘徊、家出、無断外出、金品の持ち出し、飲酒、喫煙、薬物乱用、けんか、その他の不良行為、それから指導無視、指導不服従などのことをいいますが、神河町では指導不服従、それからまた髪を染めてきたとか、スカートの長さ、頭髮の指導、それからスマホとかゲーム機など、要らないものを持ってきた、それから夜の外出などが大多数でございまして、暴力行為はほとんどないとのことでございました。

次に、社会教育関係ですが、神崎公民館と体育センターに関してでございます。これまで一体的な施設としていましたが、柔剣道場は耐震診断の結果、耐震性能があることが分かり、柔剣道場だけは残すことが可能であるとのことでございました。

次に、町制20周年の2025年に完成を目指している町史編さんのスケジュールについての質疑がございまして、今年度は町史編さん準備委員会を設置し、令和3年度以降の町史編さんを進める組織体制の協議、それから町史編さん委員の選任についての検討をしていくとのことでございます。

次に、中播磨の中学生の人権作文コンテストには、43校から1万2,775人の応募がございまして、その中で神河中学校2年生の作文が最優秀賞に選ばれ、また金賞にも3年生の作文が選ばれています。このようなすばらしいというんですか、喜ばしい事例につきましては、広く町民に周知し、顕彰していきたいとのことでございました。

次に、公民館の自主公演事業として、落語家、桂南光氏による第10回かみかわ寄席を来年3月27日に、グリンデルホールで開催する予定でございます。

次に、図書館のインターネットでの貸出予約を可能にするために、図書館管理システムの更新を来年度に実施する予定とのことでございました。

次に、給食センターでございます。10月末時点の地場産野菜の使用率は37%で、去年同期より8.4ポイント増えてます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、余剰となりました但馬牛、神戸ビーフ等の県産和牛肉、それから鮮魚、タコ、また鶏肉の無償提供を受けておりまして、これを給食に使用したとのことでございます。

次に、市川町の学校給食センターが平成元年度建築で老朽化しており、急に調理ができなくなった場合は、神河町の学校給食センターで調理をお願いしたいとの申出を受けておりまして、両町の給食センターの現状、将来の児童数、それから整備に係る基本的なスケジュール等について事務レベルで検討しているとのことでございました。

続きまして、税務課のほうに移りまして、税務課では収納率の向上のための口座振替でございまして、その納付状況は税全体で45.9%となっております、前年度より僅

かに伸びております。また、新型コロナウイルス感染症により、5月は電話催促による納付依頼しかできませんでしたが、9月は課員全員で訪問徴収を実施し、昨年並みの徴収率になっているとのことでした。

次に、無申告者対策として、住民税、国保税の対象者に申告依頼通知を送った結果、住民税で43名、国保税で25名の方が申告されたとのことでございます。国保税は扶養家族で収入がなくて、ゼロ円という住民税申告をしないと、軽減判定の対象にならず、高額医療の限度額負担の認定書が出ないことになるとのことでした。

次に、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたイベントの参加料金の払戻し請求権を放棄した場合、寄附金控除の対象にする特例が設けられ、神河町も適用することとしたとのことでございます。この寄附金控除を受けようとする場合の必要書類についての質疑がございまして、回答としましては、対象になるイベントはJリーグ、サッカーでございますが、の試合、それから劇団四季のミュージカル公演等で、主催者が文化庁、スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントで、領収書とイベント主催者が発行しますところの指定行事の証明書と払戻し請求権の放棄証明書を添付して、確定申告をしてもらう必要があるとのことでございます。ちなみに、姫路文化センターで中止されたイベントも請求権対象になるとのことでした。

続いて、会計課ですが、10月末現在の現金等保管総額は48億4,066万5,885円となっております。また、同じく10月31日時点での一時借入金は6億円、一時預貯金額は1億円でございます。ですが、11月18日時点では、どちらも残額はございません。また、公金管理及び運用基準と債券運用指針を制定しておりまして、12月1日から施行をしております。

続きまして、総務課でございます。ケーブルテレビの利用料の未納者につきましては、これまでは4か月滞納した場合に停波、電波を止めておりましたが、10月から条例に基づいて、3か月滞納で停波するように変更したとのことでございます。また、9月18日から21日までの間、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの放送が停止したのは、番組送出機の老朽化による故障が原因とのことでした。ケーブルテレビと防災無線の連携、災害時の協力体制をしっかりとってもらうよう要望をしております。

次に、ケーブルテレビの放送著作権料の算出数値に誤りがあったため、平成26年度から30年度までの著作権料を追加納付するとのことでございます。間違っていた算出数値の内容についての質疑に対しまして、著作権料は加入世帯で算出しており、そのうち地上デジタル放送だけしか見ていない世帯で、なおかつ受信料が1,000円未満、軽減されて1,000円未満になる世帯が控除世帯となりますが、これまで地上デジタル放送契約だけの方の世帯数を控除世帯数として報告しておりましたので、26年度に遡って著作権料を追加納付することになったとのことでございます。

次に、越知谷小学校、幼稚園と地域交流センターの跡地活用でございますが、跡地活

用についての利用者を公募した結果、越知谷小学校、幼稚園につきましては6者、団体等も含めてですが、それから地域交流センターは3者から応募がございました。今後、提案事業者からヒアリング等を行って事業者選考をしていきます。

次に、10月から実施されました2年度の国勢調査ですが、速報値による見込み人口としましては、前回より800人弱ほど減りまして、1万6,000人程度になる見込みとのことでございます。

次に、普通会計の収支見込みシミュレーションでございますが、2年度の普通交付税額を基礎としまして、令和20年度までのものが作成されております。その提示を受けたところでございます。

次に、行政IT化に係りますところの議会のタブレット導入についての質疑がございまして、回答では、1月初めに契約を締結して、3月の終わりまでぐらいに研修会を3回ほど行うとのことでございます。いきなりタブレットだけで定例会というのは難しいと思うので、ペーパーとの併用や、常任委員会等で使って慣れていくことを考えており、来年の10月を目途に取り組んでいきたいとのことでございます。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項や質疑応答につきましては、お手元に配付しております報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

すみません、先ほどの報告の中で、国勢調査の見込み人口ですが、800人弱ほど減って1万6,000人と言ったようですが、1万600人の間違いですので、訂正をさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏常任委員長、お願いいたします。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 私もアクリル板がございまして、マスクを取って発言をしたいと思っております。それでは、民生福祉常任委員会の結果報告について報告をします。お手元の資料に基づいて、説明をしていきたいと思っております。

民生福祉常任委員会、令和2年11月12日に開催をいたしました。2ページ、開けていただいて、委員会の調査結果報告ということで、まず、公立神崎総合病院でございます。執行部側の説明といたしまして、入院患者数及び外来患者数の昨年度比較、これは8月末現在でされています、入院、外来ともに約10%の減でございます。県立病院の全体の入院が約15%の減、外来が10から15%の減ということなので、公立神崎総合病院については比較的減少幅が低いということでもあります。ただし、括弧で書いてますが、県立病院の減少は新型コロナウイルス患者の受入れという、こういった背景もあり低くなっているということでございます。

参考としまして、ここで特徴的な話を聞かせていただきました。兵庫県内でのインフルエンザの発症状況、10月末で2名という非常に少ない数であります。昨年度と比較すると、昨年度は何と900名程度、それが2名の発症で終わっていると。これは新型

コロナウイルスの関係で、うがい、手洗い、こういったことがどれほど効果があるのかという検証の一つにもなっています。

それから、予算執行状況ですけれども、入院患者が前年比10%減なのに、収益が5.2%減で収まっているのは、組織体制を見直し、入院基本料のランクを高いほうから5段目から4段目に変更、これは1段目が一番高いという意味ですんで、4段目のほうが単価が高くなるということです。単価を約2,000円上げたことが要因の一つということです。

それから、外来患者が前年比10%減なのに、収益が8.3%減で収まっているのは、単価が上がったことによると考えられるということでした。

それから、経営改善に向けた取組ということで、このたびから一番力を入れている事項でございます。9月29日の第1回目の本部会議での決定事項としまして、これは特徴的なものだけ上げますけれども、まず、収入増大策としまして、午後検診の推進。人間ドックの午後検診を今までやっていませんでしたが、始めると。まずは月曜日から始める。病院職員は午後の受診とし、午前に空けた枠を、これは病院職員の分が午後に行くから午前に枠が空くということですが、これを一般の方の枠として受診していただく。月額100万円の効果を見込んでいます。

それから、病棟運用の見直しということで、公立神崎総合病院はDPC、包括支払い制度対象病院で、入院患者から入院期間に応じ3段階で費用を徴収しています。全国的には2段階目の単価の高いところで退院してもらっていますが、地域性を踏まえ、3段階目の単価の低い期間に入っても希望者は入院を継続できるようにするということがございます。効果額は月額500万円の見込みでございます。

2番、費用抑制策として、電力料金の削減、電力会社間で競争をしてもらって、料金の削減を図るということでございます。年間600万円の効果を見込んでいます。

3ページへ入ります。タクシー借上げ料の削減ということで、非常勤ドクターの送迎を姫路駅からしていたものを、最寄り駅に変更すると。最寄り駅というのは福崎、福崎発、福崎止まりという便もありますから、福崎、そして新野、寺前ということが想定されているそうです。効果額は年間300万円。

公費負担要件の見直し、厳格化ということで、日直、当直職員等への給食の無償提供を停止する。それから、学会活動費の公費負担を他病院並みの額に抑制をすることで、年間200万円の効果額を見込んでおられます。

そして、経営安定のために必要な2大課題としましては、1番が実患者数の増、2番目が不採算診療科の対応策、どうするんだと。この2点が課題として横たわっているという説明でございました。

それから、新型コロナウイルス感染症対策については、説明書きは後で見ていただくということで省略します。

下の米印、病院利用料金等のキャッシュレス決済の導入ということで、12月1日か

ら既に始まっています。クレジットカードが使えます。これは24時間、365日、使えらる。それから、ジェイデビットカードというのも使用できると。ジェイデビットカードというのは金融機関のキャッシュカード、これを窓口等で提示することによって、自分で暗証番号を窓口で打って、それで決済ができるということです。まさにキャッシュレスかなと思います。これについては、平日8時から21時、休日は9時から19時という運用になっているそうです。

それから、主な質疑応答でございますけども、クエスチョンとして、入院患者の入院期間の件、老老介護、独り暮らし老人などの事情でもう少し入院させてほしいという要望がかねてからあったが、今後は対処してもらえるとという解釈でいいのでしょうかと。これについてアンサー、全てのケースに対応できるとは言えないが、診療報酬上の縛りもあるので、その範囲内でできるだけおってもらうように、そういうようなかじを切りますよということです。

それから、病院のドクター、看護師、職員は丁寧に優しく患者に接していただきたい。規則だからできませんといった言い方ではなく、お客様、患者様をお迎えしているんだという意識で対応してほしい。マニュアルも必要と考えるがどうか。アンサーとして、マニュアルも必要ですけれども、ふだんからの意識づけが大切です。神崎病院には、患者サービス向上委員会が現在はないので、委員会を今後つくり、病院全体で取り組んでいきたいということでした。

それから、次のクエスチョンで、経営改善対策の件で、労働組合の執行部が経営状態について知らなかったのは問題ではないか。経営が赤字なら、一番最初に話をするのは組合である。一般企業であるなら、あなたたちの給料が下がりますよというような話が出る。今回、初めて組合に説明したというのは本当か。アンサー、従来から経営改善対策委員会はありましたが、この四、五年間は開催をされていなかった。所属長会議は毎月行っていますが、これまで数字の報告だけで各職員の危機感には訴えていなかったと思われる。今回、年度末に2億円がキャッシュ不足になることを組合にも説明し、職員に危機意識が植え付けられたものと考えていますということでした。

次のクエスチョン、経営改善対策本部会議での様々な取組を報告していただいている中で、タクシー借り上げ料の300万円のカット策については、院長から非常勤医師に納得してもらえよう伝達をしてほしい。不採算部門の件は、これまで我々も収益性の低い先生なら不要ではないかと思っていたが、具体的に診療報酬を分子、ドクターの人工件費を分母で計算をすると7%という診療科があり、本当に必要な診療科なのかという提議があった。これを倍の15パー、20パーになるように、患者様が来るような診療科になるように進めていただきたいがどうか。アンサー、改善計画を進めるのは言うはやすし、行うはかたしの典型かとは思いますが、先生方にも納得して進めていくことが大切。給食の無償提供はほかの病院でも廃止にした旨を説明し、一部抵抗もありましたが、納得をしていただきました。こういったスタンスで、慎重に改善計画を進めていくしかな

いと考えると、こういう回答でございました。

次、健康福祉課です。主な質疑応答として、出産立会人へのPCR検査費用の補助についての質疑がございました。クエスチョン、町内の妊婦は神崎病院で分娩できないので、ほとんどの方が姫路市内の病院で分娩されている。姫路市内の産婦人科で分娩される妊婦と出産立会人のPCR検査は姫路市が全額補助し、無料であった。ところが立会人については、ある時期から姫路市民以外は有料となった。そこである町民から、出産立会人のPCR検査費用は二、三万円ぐらいかかるので、神河町として補助すべきではないかとの意見があり、健康福祉課に問い合わせたところ、郡内3町で検討中との返事であった。その後の進捗等はどうなっていますかという質問がありまして、アンサー、答え、神河町民の9割以上は姫路市で出産されている。調査をすると、立会人の検査が必要な医療機関もあれば、検査をしても立ち会いできない医療機関もある。また、検査をしなくても立会い可能な医療機関もある。姫路市以外では検査はしていない医療機関もあるといったように様々であったと。郡内3町協議の結果、補助はしないという結論になりました。理由としては、1番、どの妊婦さんにも平等に援助をすべきものだがそうはならない。2番、立会人がPCR検査を受けて陰性であっても、翌日には陽性という可能性もある、町が支援することにより医療従事者へのリスクを高めてはならない。

引き続きクエスチョン、同じことでのクエスチョン、相談者からは神河町は少子化対策として、子育て世代に手厚い施策を行う町ではないか。姫路市には補助制度があるのに神河町にないというのはおかしいと強く言われましたよ。医療機関によって取扱いが違うので、平等性に欠けるといえる考えはいかがなものか。神河町に住んでくれて、子供を出産していただけるのだから、できる限り町は応援するんだというスタンスを見せていただきたい。全額補助が無理なら、半額補助でもできないものか。これに対するアンサー、答え、町では現在、プレママ・プレパパカフェという事業を行っている。参加者に立会人へのPCR検査費用の補助についてヒアリングを行った。結果は、一生の思い出になる出産だから、補助の有無にかかわらず立会いをする、あるいは、立会いはするつもりはないというような意見であったと、こういうことであります。下にも続きますけども、これらのことにつきましては、12月16日に一般質問で小寺議員が一般質問されますので、ここで止めたいと思います。

それから、次に住民生活課に参ります。主な質疑応答として、次期ごみ処理施設計画についてのことですが、クエスチョン、次期ごみ処理施設の処理方式と稼働年数はどうなるのか。アンサー、施設整備基本計画を策定する上で決定するが、全国的に一番多く、技術も確立されている焼却方式であるストーカ方式が有力ではないかと考えている。稼働期間は30年間で、建設候補地の地元にはお願いしている。

続いて、クエスチョン、焼却方式ということだが、クールチョイスやSDGsなどの考え方である脱炭素社会と矛盾するのではないか。アンサー、答え、24時間の高温の連続運転でダイオキシンの発生は相当抑制される。また、二酸化炭素発生を極力抑えた

機械が想定される。ごみの量を減らせるような取組を基本計画策定の中に生かせるように考えているというようなことでございました。

次に、ニガ竹処理場の延命についてでございます。クエスチョン、ニガ竹処理場の延命措置ができるとしたら、今後、一般廃棄物だけの受入れとなり、相当の期間の受入れが可能となる。しかし、計量器の維持修繕費や人件費のことを考えると、延命するだけの価値があるのかどうかと思うがという御質問でございまして、アンサー、使用料収入は激減するので、受付業務をシルバーに委託しておりましたが、月1回か2回の頻度になると思われるので、役場職員が業者と一緒に現場に行き、投棄してもらうように考えている。また、計量については、車両の車検証に記載してある最大積載量で計算するようなことを考えています。したがって、今年度予定していた計量システムの更新は行わない予定であるとの答えでございました。

それから、次に粗大ごみの取扱いでございます。クエスチョン、10月30日の商工会との意見交換会で出された意見であります。粗大ごみをクリーンセンターに搬入する場合、ベッド、ソファ等はスプリングを外して持ち込むようになっています。しかし、高齢者世帯が自宅でそれを外して、持っていくというのはかなり厳しい、難しい。スプリングは外さなくても持ち込みオーケーですよというふうにはできないものではないかという問いに対し、アンサー、答え、スプリングをつけたまま破碎機にかけると機械が故障するもので、分離をお願いをしています。分離せずに持ってこられると、仮置きする場所がないのと、分離にかかる職員の労力がかかり過ぎるという2点が今、ネックとなっています。新クリーンセンターの完成の際には、十分なスペースと人員体制も考えますという答えでありました。引き続き同じ質問で、新クリーンセンター完成は8年後ぐらいなので、あまりにも遅いと。例えば月に1回か2回、収集日をつくって、その日だけはアルバイトを四、五人雇用し、人海戦術でスプリング外しをクリーンセンターサイドで行うといったことはできないかと。そもそも粗大ごみの収集日がないということが、住民サービスとして非常によくないと。軽トラを持っていない家や高齢者世帯は、粗大ごみの収集日がないため困っておられるので、収集日はつくってほしい。粗大ごみの収集日がないのは神河町と市川町ぐらいなもので、他市町には収集日がありますよ。次期委託業者の公募の際には、粗大ごみの収集も条件に入れて募集するように強く要望しますという問いかけに対し、アンサー、答え、何かいい方法はないか経費的な部分も含めて検討しますという答えでございました。

最後になります。上下水道課。主な質疑応答として、浄化センターの老朽化が進んでいます。使えなくなる場合も出てくると思いますが、対策はどう考えておられるかということで、アンサー、答え、公共下水の施設は大河内浄化センター、粟賀南浄化センター、大山浄化センターの3施設です。これらの長寿命化工事は今年度で完了します。今後、20年ぐらいは十分使える見込みです。集落排水、コミプラの施設については、谷間にあり、どうしても残さないといけない施設は残しますが、最終的には3つの浄化セ

ンターに集約されると考えます。ストックマネジメント計画というものを策定して、今後の更新計画を立てていくということです。長期的な話になりますが、全国的に人口が減ってきており、今の料金では維持できなくなるので、広域下水道が必要になってくると言われています。当町も例外ではなく、姫路、福崎、市川、神河の中播磨ブロックとして、実現に向けた話合いが持たれることになりました。広域下水道実現には財政問題をはじめとするたくさんの課題がありますが、今から30年先、50年先を見越しての必要な計画だと考えていますという説明でございます。

以上で、民生福祉常任委員会の開催結果報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉常任委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。マスクを外して報告させていただきます。

10番、栗原です。それでは、閉会中に実施した現地調査と継続調査事件についての調査の中で主立ったものを報告していきます。

まず、現地調査は令和2年10月21日に実施しております。詳細は現地調査行程のとおりであります。

次に、継続調査事件についての調査を令和2年11月6日に神河町役場、第3会議室において実施しました。まず、建設課所管についてであります。町道神崎市川支線の工事の進捗状況について、令和2年度で国道312号線、貝野橋東交差点との接続調整工事の入札を10月19日に実施し、株式会社藤原組が落札されました。この工事の完了をもって、事業が完了し、令和3年度から全線供用開始する予定です。

この件について、次の質疑応答がありました。クエスチョン、貝野橋東側の信号機移設の関係で、車両用は完成するが歩行者用が遅れるのはなぜか。アンサー、車両用の信号機については、今あるところから見やすい位置への移設のため今年度できるが、歩行者用の信号機は新設となるので来年度になる。

クエスチョン、横断歩道は増設するのか。アンサー、神崎・市川線から国道に出るところのみ横断歩道がないので、その部分にも横断歩道を設置する予定にしている。

橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況について、次の質疑応答がありました。橋梁修繕工事は道路舗装経費の場合と橋梁補修経費の場合に分かれているが、こういった基準で分けているのか。アンサー、舗装の場合が8割以上になる工事については、道路舗装の経費で、8割を切る工事は橋梁補修の経費で積算すると建設課で統一している。

地籍課、地籍事業については、計画どおり順調に進捗しています。山林部の地籍調査について、次の質疑応答がありました。クエスチョン、熱中症や蜂に刺されたという事案はなかったか。アンサー、今年度は事故が5件ほどあった。事故の内容は体調不良、熱中症の疑いが2件、チャドクガによる被害、休憩中の転倒による頭部の打撲、草刈り中の切創などです。いずれの事故についても事故後検証し、再発防止に取り組んでいま

す。

農林業係について、次の質疑応答がありました。神河町スマート農村・山林促進事業補助金交付要綱はいつから施行されるのか。アンサー、令和2年10月15日に公布し、公布の日から施行する。

クエスチョン、どこかの団体が交付日以前に草刈り機を買った場合は補助対象にならないのか。アンサー、基本的には交付前に購入された草刈り機等は補助対象にならない。

商工観光係に対して次の質疑応答がありました。クエスチョン、役場もしくはMERIゾートで、夏場も駐車料金を取るということは検討されたか。アンサー、夏場の利用客が、8月でいうと、前年度比200%で、倍以上の人が来ているので、そういったところも含めて経営的に考えると、やはり徴収するというのも必要かと思うので協議していきたい。

ひと・まち・みらい課、シングルマザー移住支援事業について次の質疑応答がありました。クエスチョン、シングルマザーの移住支援事業の中で、6月以降に2組5人の方が来られているが、どのような方が来られ、どのような感触を持たれたか。アンサー、実際には11月の初めにも1組の方に来ていただき、合計3組9人となっている。3組の方は福岡県、鳥取県、神戸市から来られており、カクレ畑体験施設に滞在され、非常に好印象で帰られた。

アグリイノベーション事業について、次の質疑応答がありました。地方創生の関係で任意団体として補助を受けて購入した機械を一法人の所有にするということについて、法的な部分での問題はないか。アンサー、地方創生交付金で必要となる機械を取得した。そして、この任意団体が自立するための稼ぐ力をつけて、法人化したということなので、法的な問題はないと考えている。

観光拠点整備支援事業補助金について、次の質疑応答がありました。約2,000万円の事業費に対して、町の補助金が250万円、県の補助金500万円、合計750万円の補助となっている。本来なら、2,000万円に対して4分の3の1,500万円の補助ができるのではないか。アンサー、この制度は令和2年度コロナ対策の関係の地方創生の臨時交付金を対象とした事業である。町の随伴負担が要るということで、町としても受入れの準備がなかったが、締切り直前に申込みを受けた。今まで、町内で事業をしてこられた方との整合性を考慮し、既設の古民家再生促進支援事業の補助金限度額250万円を町として補助することに決定し、県の補助金、倍の500万円と合わせ、合計750万円の補助となった。

クエスチョン、先日オープンしたラドーレ神河も補助対象になると思うが、なぜ対象になっていないのか。アンサー、ラドーレ神河にも、この事業の紹介をしたが、条件となっている耐震性の確認に多額の改修費がかかることと、事業者さんのスケジュール的なこともあり、この制度を希望されなかった。

コミュニティバス再編と新公共交通の導入検討について、次の質疑応答がありました。

事前予約は必要ということだが、当日連絡があった方の対応はどうしているのか。アンサー、例えばマーケットにおられ、今からセンター長谷に迎えに来てほしいと言われる場合も、実際は運行している。できるだけ多くの方に利用していただいて、検証結果を取りたい。

特定地域づくり事業協同組合制度について、次の質疑応答がありました。若者を対象にした制度だと思うが、年齢制限はあるのか。アンサー、基本的には若者がメインだが、なかなか若者だけでは運営できないと思うので、年齢制限はしていない。また、外国の方でも大丈夫というふうに対象範囲は広げている。

クエスチョン、今、申出のある特定の事業者延々と町費が入っていくということが本当にいいことなのか。神河町内で仕事がない中、通年で雇用され頑張っておられる事業者との不公平感が生まれにくい心配である。アンサー、派遣職員が6人の場合、未来永劫単価300万円を払い続けるということは疑問として残る。町内の事業所がマンパワーの確保に困っているという実態があるかないかということを含め、調査した上で慎重に判断していく。

以上で閉会中の産業建設常任委員会の調査事項等についての報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） それでは、ここで私のほうから9月定例会以降、閉会中の主立った事柄について御報告いたします。

9月28日、土地利用計画策定委員会が開催され、私が出席しております。

9月29日、令和2年度交通事故物故者追悼式が香寺町溝口で執り行われ、私が出席しております。

同じく29日、第6期障害者福祉計画及び第2期障害者福祉計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

10月1日、第189回県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。議事は、令和元年度一般会計決算認定、組合長等の公務災害補償等に関する条例の一部改正、兵庫県町議会議員公務災害補償組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の全面改正、同規則を廃止する規則、兵庫県町議会議員公務災害補償組合職員の育児休業等に関する条例の制定で、いずれも原案のとおり認定、可決をしております。

引き続き、県町議会議長会評議員会議が開かれ、令和3年度兵庫県予算編成及び施策の策定に関する要望について、原案のとおり了承しております。

同じく10月1日、神河町空き家等対策会議が開催され、三谷克巳議員に出席していただいております。

10月2日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。

10月5日、6日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、栗原廣哉議員に出席していただいております。

10月8日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月28日に提出された令和元年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

同じく10月8日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。令和2年度町村議会議長全国大会、令和3年度町村会補助金申請について協議を行いました。

10月14日、町村会創立100周年記念式典、定期総会が神戸で開かれ、私が出席しております。

10月15日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社において執り行われ、澤田俊一副議長に出席していただいております。

10月23日、中播北部行政事務組合議会第2日目が開催され、澤田俊一副議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月2日に提出された令和元年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月27日と29日、町職員と合同で開催された人権研修に、私と各議員が出席しております。

10月28日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が市川町役場で開かれ、栗原廣哉産業建設常任委員長ほか、委員全員と私が出席しております。議事は、令和元年度事業報告並びに会計決算、令和2年度役員改正について、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

10月30日、神河町商工会との意見交換会を実施いたしました。新型コロナが社会・経済に与える影響と今後の課題等について、貴重な御意見を伺いました。

11月4日、5日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、澤田俊一議員に出席していただいております。

11月5日、土地利用計画策定委員会が開催され、私が出席しております。

11月13日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察がたつの市で開催され、私が出席しております。

同じく13日、第6期障害者福祉計画及び第2期障害者福祉計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

11月16日、神河町トライやる・ウィーク推進協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

11月18日、社会福祉協議会評議員会が開催され、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

11月20日、全国過疎地域自立促進連盟定期総会、新過疎法制定実現総決起大会が東京で開催され、私が出席しております。その後、神河町議会として、地元衆議院議員、山口壮先生、衆議院議員、谷公一先生に地域保健医療の確保、公立神崎総合病院に関する財政支援についての要望をいたしました。

11月22日、障害者活動拠点施設多機能型事業所「ひと花」竣工式が執り行われ、

私が出席しております。

11月26日、神河町空き家等対策協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

11月27日、神河町歴史文化遺産保存活用協議会が開催され、澤田俊一議員に出席していただいております。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりでございます。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月9日に第65号を発行し、10月26日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の主立った事柄について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

これより、議案の審議に入ります。

日程第4 発議第5号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、発議第5号、神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原裕和でございます。それでは、発議第5号を説明させていただきます。

発議第5号、神河町議会議長、廣納良幸様。令和2年12月8日、提出者、神河町議会議員、藤原裕和。

神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件でございます。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び神河町議会会議規則第14条の第1項の規定により提出をするものであります。現行12人を2人減じ、10人に改正する案でございます。

提出の理由としましては、去る本年の3月にも説明しましたとおりなんですけれども、要因をそれぞれ区分をしております。まず1つ目は、財政要因でございます。これまで膨らみ過ぎた予算総額を縮小していく中で、行政側と一緒に財政の健全化を進めるためにも、自ら身を切るというものであり、もう1点は、神河町行財政改革実施計画で、議員定数削減による議員報酬の抑制であります。

2点目は、人口要因であります。兵庫県下最少人口の町で、これからもさらに人口減少が続くため、人口当たりの議員数の類似町比較では多過ぎるということでもあります。先ほどの総務の委員長報告でもありましたとおり、人口はどんどん減っております。今回の国勢調査では1万600人、ただいま報告がありましたとおり、5年間で約800人ほどの減が、人口が減っておるとのことです。

それから、3点目は、議会運営の要因であります。現在、2人の欠員の10名で進められています。このような状況であります。3月にも申したんですけれども、上郡町議会、上郡町は人口1万4,500人前後だと思えますけれども、その議会が定数を2人減して、現在10名で効率的な議会運営がされておるとのことです。

それから、第4点目は、現在、裏になるんですけれども、現在とこれから残す任期を10名で運営していくということになります。次期の選挙に向けて、次へのステップということで、少数精鋭化を進めなければならないのではないかということでもあります。

5点目は、責務と役割、町議会の良好な合議体を目指し、住民に信頼される改革を続けるというものです。住民に議会活動を見えやすく、分かりやすい議会が求められておるとことは、前年の区長会等でも意見はいただいたところでもあります。

以上、3月議会の一応の結論が出たんですけれども、そういう部分で今回、藤原日順議員の死去ということで、これを受けて大きく状況が3月の時点とは大きく違ったということで、この時期を再度こういう議員定数、今現在10名で行わなければならないと総務課長からお聞きしたんですけれども、議員の補欠選挙があるであろうと思っただんですけれども、そのまま2名欠員のまま、10名で残す任期を1年余りあるんですけれども、1年半ぐらいあるんでしょうか、務めなければならないということになっております。

これらに少し私の思いも、今回提出させていただいた思いを少し述べさせていただきます。よもや今年の3月議会の定数問題を発議までして取り上げて、一応の議会の結論をいただきました。定数削減は反対であると、現行の12名、そのときは1名、松山議員の11名だったんですけれども、12名でやれというような一応の結論をいただいたんですけれども、よもや藤原日順議員、私の、それこそ松山議員も藤原日順議員も22年の選挙から同期であります。以前、これも現職議員、以前、古川都雄議員も同期です。竹内康男議員も同期です。22年の選挙の新人としてこの議場に立たせていただいたのが、私も含めて5人です。ほぼ民間のそういう方からの選出された議員ばかりでありました。それが、よもや今回、前年は松山議員を失いました。それこそ今回も、よもや日順議員、まだまだ長いことやっていただかなければならない、そういう人材を失ってしまいました。こういう結果、少し戸惑ったりもしたんですけれども、この議員発議を出そうかどうかという部分では戸惑ったんですけれども、この彼らの4人の、今回、松山議員と日順議員の2人の死去によりますこういう部分は、私は、残されました私にとっては、やはりこういうこれからの議員の在り方、定数の在り方も含めて、議員

活動の在り方ということでは、やはりこういう再度議員発議をして、それこそ町当局の方々、また町民の方々も含めて、議員活動の在り方もやっぱり今回見直しもせざるを得んのかなという思いもしております。人口がどんどん減っていく中で、今回大変、一遍今年の3月に結論が出たものをまたという思いでおられる議員も多かろうと思うんですけども、その点は私の同期の議員ばかりが亡くなったということですので、この彼らのこういう思いを定数削減の提案ということで、少し私の私情を交えた説明となりましたですけども、よろしく本日の即決事項になつるとということではありますけれども、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。ありがとうございました。

これより討論に入ります。討論のある方。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 失礼します。反対討論を行いたいと思います。

まず、発議者の意見は、恐らく明らかな財政難で、将来的に人口が少なくなるという危惧から、また、財政的なことで報酬等を維持できないだろうということであろうと思います。ただ、議会としては、まずその議会の機能が果たせるか否かといった視点で議論を深める必要があると思います。議会は本来、できるだけ多くの議員が出席して、十分な議論を尽くす、そういうことを住民から期待されていると思います。

次に、議会の本来の役割と意義は、地方自治の本旨に基づいて、民意を政治、行政に反映する、住民の意見を取り込むというところだと思います。議会の存在意識である討議ができる人数を根拠に定数を模索する、今後の議会運営において、委員会が重要な役割を果たすと思います。この委員会において討議ができる人数、これを基準とする必要があると思います。定数の原則として、討議をできる人数として、一常任委員会について、少なくとも七、八人、これに委員会の数を乗ずる数が定数となるということは、七、八人が八人仮にして、3つの常任委員会、8掛ける3、24、それを12人の議員が2つずつ掛け持つ、これが今、神河町において最初にできていた数だと思います。ところが、現在は2名欠員で、総務文教が7名、民生福祉が6名、産業福祉が7名です。討議的には非常に厳しい情勢にあります。このほかにも広報委員会も欠け、委員長、副委員長に負担が増しております。人が減って、収入も減ってということはよく分かるんですが、むしろその定数を維持、もしくは増加することによって議会力をアップさせ、行政改革を進めていくほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

また、削減の理由の一つとして、少数精鋭にするためとなっておりますが、少数になっても精鋭になるとは、そういう保証はないと思います。

このことから反対ということですのでよろしくお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 次に、賛成討論のある方。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、発議第5号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立少数であります。よって、発議第5号は、否決されました。

日程第5 第103号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、第103号議案、神河町教育委員会教育長の任命の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定に準じて、入江多喜夫教育長の退場を求めます。

〔教育長 入江多喜夫君退場〕

○議長（廣納 良幸君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会教育長の任命の件でございます。神河町教育委員会は、教育長1名と教育委員4名で構成されており、任期につきましては教育長が3年、教育委員が4年となっております。

このたび、教育長であります入江多喜夫氏の任期が本年12月31日をもって満了となります。入江氏は、平成30年1月1日から教育長として職責を担っていただいておりますが、引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第6 第104号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、第104号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在、教育委員として御尽力いただいております足立敏子委員が、今年12月20日をもって任期満了により退任されることとなりました。新たに松田郁子氏を後任の教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

後任となります松田氏は、人格高潔で人柄も温厚であり、学校教育、社会教育ともに高い識見を有しておられます。38年間の教員生活のうち25年5か月を神河町で勤務され、神河町の子供たちとも非常に深く関わっていただいた経験をお持ちです。また、定年退職後は神河町教育委員会社会教育指導員として、3年間、人権教育や子育て支援などを中心に社会教育全般に携わり、町民の人づくり、まちづくりに大きく貢献されております。今後も地域と連携した教育委員会活動を強く推し進めていただく上で、教育委員として欠かせない人物であると認識しております。

なお、御勇退されます足立敏子委員におかれましては、4期15年にわたり本町教育行政の振興に多大なる御尽力をいただきました。これまでの御功績に心からお礼申し上げます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 第105号議案から第107号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、第105号議案から第107号議案までの神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件の3議案を一括議題といたします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案から107号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。現在、神河町固定資産評価審査委員会委員として正城正昭委員、西畑強委員及び宮本善郎委員の3名をお願いをしておりますが、本年12月8日をもって3年の任期が満了いたします。

さて、西畑氏、宮本氏には引き続きお世話になることといたしますが、平成17年の合併時から5期15年の長きにわたり御活躍をいただいております正城正昭氏が、このたび御勇退されることとなりました。これまでの御功績に対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

正城氏の後任といたしまして選任させていただきます山名實良氏は、役場税務課経験もあり、地方税法等に関する識見を有していることや、人柄ともに固定資産評価審査委員会委員として適任でございます。

そこで、引き続きお願いいたします2名の委員と、新たに山名氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は令和2年12月9日より令和5年12月8日までの3年間となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

3議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。まず、第105号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、第106号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続きまして、第107号議案について、討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 第108号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第108号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、公職選挙法の一部を改正する法律、令和2年法律第45号が公布され

たことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、その費用を一定の範囲内において公費負担とすることが可能となったことを踏まえ、新規に条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第108号議案の詳細について御説明を申し上げます。

制定の理由は、公職選挙法の一部を改正する法律、令和2年法律第45号でございますが、この法律が公布されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、その費用を一定の範囲内において無料とすることが可能となったことを踏まえ、新規に条例を制定するものでございます。

公職選挙法の一部改正は3点ございまして、1点目が町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁でございます。今までできなかったビラ頒布が1,600枚までできるようになりました。2点目は、町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。町議会議員選挙に立候補するには、供託金を15万円納めなくてはならなくなりました。3点目が、町村議会議員選挙、町村長選挙における選挙公営の拡大でございます。条例の定めにより、立候補者に一定の条件の下、一部公費負担が認められるようになりました。

以上が公職選挙法の改正点でございますが、本条例につきましては、3点目の選挙公営の拡大につきまして、公費負担の範囲を規定するものでございます。

それでは、条例案の内容について、御説明を申し上げます。まず、第1条につきましては、本条例の趣旨を定めております。続いて、第2条から第5条までが、選挙運動用自動車の公費負担について定めております。第6条から第8条までが選挙運動用ビラの作成の公費負担、第9条から第11条までが選挙運動用ポスターの作成の公費負担についての規定でございます。それぞれ公費負担の上限等については、別途お配りをさせていただいております町村選挙における選挙公営拡大と供託金導入についての資料に記載をさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思いますが、この公費負担につきましては、公職選挙法施行令に規定する上限額を設定しておりますが、上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付するものでございます。また、県下12町のうち、2町は既に9月議会で制定、残る10町が今12月定例会で上程をされます。全町とも公費負担額は公職選挙法施行令の基準額と同様でございます。

さて、公費負担を受けるための条件につきましては、公費負担の適用を受けようとする候補者は当該契約に係る業務を業として行う事業者と有償契約を締結し、選挙管理委

員会に届け出する必要があること、候補者に係る供託物が没収されていないこと、以上2つの条件を満たす必要がございます。そのいずれか一方でも欠けると公費負担の対象とはなりません。また、公費負担の支払いにつきましては、候補者へではなく、候補者が契約を行った事業者へ直接支払われる制度設計となっております。

以上、本条例案につきまして、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第108号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第9 第109号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第109号議案、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について、御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会議員及び神河町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件でございます。制定の理由は、神河町における選挙公報については、公職選挙法第172条の2の規定により、その発行は任意制とされているところではありますが、現在県下においては、本町を含む郡内3町のみが選挙公報を発行していない現状でございます。このたび、有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図るべく、町の選挙においても選挙公報を発行するため、新規に条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第109号議案の

詳細について御説明申し上げます。

制定の理由等につきましては、町長から御説明を申し上げたとおりでございますが、有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図るべく、町の選挙においても選挙公報を発行するため、新規に条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の内容について御説明いたします。神河町議会議員、神河町長選挙における選挙公報の発行について、必要な事項、掲載文の申請、発行の手続など7条立てで制定するものとしておりますが、まず第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しています。

続いて、第2条ですが、選挙公報の発行について、その回数及び発行区域を規定しています。第3条ですが、公報掲載文の申請について規定をいたしております。掲載文につきましては、選挙公報としての品位を損なわない限りにおいて、基本的には候補者が自由に記載を行うことができるとしております。

続いて、第4条ですが、選挙公報の発行手続について規定しています。公報の紙面については、掲載順序を決定する必要がありますが、氏名掲示同様、くじによりその順序を決定することとしています。

続いて、第5条ですが、選挙公報の配布について規定しています。選挙公報は投票日、仮に日曜日とした場合には、前日の土曜日までに配布するものとし、その配布方法についても新聞折り込み、役場への設置等、配布期間が短期間であることを考慮し、各御家庭へ直接配布する方法以外にも効率的に配布を行うことができるよう、規定を設けています。

最後に、第6条ですが、選挙公報の発行を中止する場合について規定しています。無投票となった場合、天災等の特別な事情があるときなど、選挙公報の発行中止をすることができることとしております。

以上、本条例案につきまして、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡嘉宏議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。これ、確認の質問ですけども、第5条のところで、先ほど総務課長のほうから、投票日が日曜日であれば土曜日までに選挙公報が届くように何らかの手だてをしますよでありましたが、期日前投票がありますが、期日前投票が火曜日から始まるんですけども、期日前投票のことを想定して、月曜日までに届くのが僕はいいかなと思うんですけども、そうではなくて、上位法で期日前投票のことは考えてなくて、日曜日投票日であれば土曜日まででいいんですよ、こういう理解でいいか悪いか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。吉岡議員お尋ねのとおり、上位法の規定に基づきということでございますが、立候補の届出がなされた以降でないと、公報の発行はできません。例えば日曜日で投票日ということになりますと、火曜日が告示日ということになってまいります。したがって、火曜日の段階で候補者が確定をするということになりますので、その時点で選挙公報の原稿も頂いて、そしてその選挙期間中5日間の間配布を完了するというところでございます。以上です。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷克巳議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。直接、条例の中身じゃなくて、先ほどの選挙運動の公費負担等も含めてですが、この条例が可決されて、施行されようと思えば、選挙管理委員会の事務そのものが非常に膨大になると。そしてまた迅速に処理もしないかという形の中での条例制定になってこようかと思うんですが、恐らく12月1日に定時の選挙管理委員会が開かれてると思いますので、ただ、こういう条例案の中身等の中で、選挙管理委員会としてどのような意見が出ていたかというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。この公報、そして公費負担の条例、併せて9月の選挙管理委員会で御説明をさせていただき、具体的な内容につきましては、先般12月1日の選挙管理委員会について、内容をしっかりと確認をさせていただいたところです。意見としましては、立候補の環境が整うということが一番大切だということを意見としては伺っております。したがって、県下の12町、同じ内容で条例制定をするということに関して、これは適当だという対応の御意見をいただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第109号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第10 第110号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第110号議案、神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町病児病後児保育施設設置条例制定の件でございます。制定の理由は、神河町において実施いたします病児病後児保育施設の開設に当たり、事業の設置及び管理に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、神河町病児病後児保育施設設置条例を制定するものでございます。

神河町病児病後児保育施設は、病気の回復期には至っていないが、症状の急変のおそれがない児童及び病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として設置するものでございます。おおむね生後6か月から小学校6年生までの児童を対象としております。運営については、神崎郡3町を事業エリアとして行うこととしており、来年3月の開設に向け、現在準備を進めているところでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第110号議案の詳細について、御説明を申し上げます。

まず、条文の内容について御説明をさせていただきます。第1条では、設置目的を定めておりまして、先ほど町長が説明を申し上げましたとおり、病気の回復期には至っていないが、当面、症状の急変のおそれがない児童及び病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としております。第2条では、名称及び位置を定義しておりまして、名称を神崎郡病児病後児保育施設、位置を神河町栗賀町385番地としております。第3条では、事業内容と事業主体を定義し、第4条では、対象児童をうたっております。第5条では、利用する際の登録について、また第6条では、利用の許可について、第7条では、利用の制限について明記をしております。第8条では、利用許可の取消し、第9条では、利用料について明記をしておりますが、利用料の具体的な金額につきましては、規則で定めるとしてしております。そして、施行期日につきましては、令和3年3月1日としております。

なお、附則第2項で明記をしておりますが、準備行為として利用登録に関する手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為はこの条例の施行前においても行うことができるとし、周知も含めて事前に準備を行っていきたいと考えております。条例の

説明は以上でございます。

ページをめくっていただいて、1ページには、参考として条例施行規則を添付しております。利用時間や利用料など、運営に係る具体的な内容を定めております。

なお、具体的な内容につきましては、3ページを御覧いただいて、3ページの神崎郡病児病後児保育事業概要で御説明をさせていただきます。事業開始は令和3年3月としております。事業実施場所は、公立神崎総合病院敷地内のケアステーションかんざきの2階で実施をいたします。定員は2名で、対象児童は以下の要件を全て満たす病児病後児としており、具体的には3つの要件がございます。1つ目は神崎郡内に住所を有する児童、または神崎郡外でも保護者が神崎郡内の事業所に勤務する児童、2つ目はおおむね生後6か月から小学校6年生で乳児については首が据わっていないなど、状態によっては受入れができない場合もございます。3つ目は保護者の就労、疾病、出産、看護、冠婚葬祭など社会通念上、やむを得ない事情により、一時的に家庭での保育ができない児童としております。

次に、事業類型は病児対応型（医療機関型）としており、これは国の補助メニューの名称でございます。対象疾患は、風邪などの日常的な疾患、水ぼうそう、風疹、おたふく風邪、インフルエンザなど感染症疾患、そして骨折などの外傷性疾患などでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、感染症疾患に該当いたしますが、対象といたしておりません。また、急変のおそれがある場合や、高熱が続く場合などは、病児病後児保育施設ではなく、医療機関を受診していただくことになります。

次に、利用時間についてでございますが、年末年始及び祝日を除く月曜日から金曜日までで午前8時30分から午後6時までとします。

なお、受付時間につきましては、当日の午前8時15分から午前8時30分までとじています。

次に、利用料についてでございますが、神崎郡在住の方は1日当たり2,000円、神崎郡外の方は3,000円としております。人員の配置につきましては、保育士1名と看護師1名を配置いたします。

なお、看護師につきましては、必要に応じて公立神崎総合病院から派遣をいただくこととしております。運営方法につきましては、神河町が事業実施をいたしますが、ケアステーションかんざきに事業サポートを行っていただく予定としております。また、事業に係る経費につきましては、神河町、市川町、福崎町の3町で賄うこととしております。

なお、11月18日の総務文教常任委員会では、ケアステーションかんざきに運営を委託すると申し上げておりましたが、委託するのではなくて、事業主体はあくまでも町、教育課で事業を実施していくということでございます。運営に係る予算につきましても一般会計で措置をさせていただきます。ケアステーションかんざきにつきまし

ては、病児病後児保育事業に係ります受付業務であったりとか、その他、病児病後児保育の保育士の休憩等の対応など、保育を助けていただくというところで、1人の保育士ではできない部分をサポートしていただくという予定としております。

最後に、4ページには、施設の配置図を添付いたしております。御確認をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

吉岡嘉宏議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ちょっと僕が聞きたいんは経費の分担についてお聞きします。今日の総務文教委員会の報告で改造費が1,200万という話がありましたが、これは単純に1,200万を3町で運営しますから、3町で3等分して、ほかの2町から800万いただけるのかどうなのかということと、建設費の分担について。もう一つは年間の運営費をどういうふうに、あとの市川、福崎町からいただくのかなと。例えば均等割と利用者人数割で考えられておられるのかどうなのかということで、年間の運営費と、このたびの改造費についての分担についてお尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、改造費につきましては、改造費と、また今年度運営する分もあるんですけども、改造費、また備品等の要は準備、全てに係る分につきましては、全て3町の均等割ということにいたしております。施設の改造費が1,200強かかるわけございまして、あと、設計監理費、また備品等を含めまして、現在の見込みとしましては1,660万ほどございます。そこから国の補助金を差し引いた残りを3町で均等割をさせていただくということにしております。

2つ目の質問の年間の運営費ということでございます。年間の運営費につきましては、3町で均等割、全てにかかった経費から利用料、また補助金を差し引いた残りの金額について、均等割30%、残りの70%を3町で利用者の人数で案分して負担していただくという予定にしております。以上でございます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。今の吉岡議員に関連なんですけれども、今日、頂いてます事業概要のところの対象者児童の保護者が神崎郡内の事業所に勤務する児童、この分については事業所がある町が負担というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

郡外で、例えば市川町さんにお勤めの場合は市川町さんが利用ということでカウントしたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） すみません、一度に聞いておけばよかったのに、すみません。

第5条のところで、施設の利用を希望する対象児童の保護者は、毎年度町長に届けることにより、あらかじめ登録を受けなければならないってなっとんですけども、これ、単純に病気になって、使う直前で届けしたってええんではないかなと思うんですよ。こちら、ちょっと僕の単純な発想かもしれへんけども、あらかじめというところが少し保護者の方々にしたら大変かなと。病気になってしもたから、今から届け出して、ついでに使用申込みと両方させてもらっていいですか、いいですよっていうのが一番ええんちゃうかなと思うんですけども、あらかじめというところでちょっと引っかかったもので、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。第5条で、あらかじめ利用登録をしていただくということで、これからしっかり周知はしてまいりたいと思っております。あらかじめは極端に言えば直前、同時にということでもあらかじめと捉えさせていただくという予定としておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第110号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第11 第111号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第111号議案、神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について、御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等、規定の整備が行われましたので、関連する条例の一部を一括にて改正するものでございます。

第1条の規定による神河町税条例附則の第3条の2第1項は、規定の整備、第2条の規定による神河町税外収入金の延滞金徴収条例、第3条の規定による神河町介護保険条例及び第4条の規定による神河町後期高齢者医療に関する条例については、ともに特例基準割合が延滞金特例基準割合に用語の見直しが行われたことと、財務大臣が告示する割合が平均貸付割合と新たに規定されたことによる改正でございます。

また、第1条の規定から第4条までの規定における各条例の附則に1項を加える改正は、平均貸付割合がマイナスとなった場合に、延滞金の割合が0.1%未満となる可能性があるため、延滞金の割合に下限を設けることを定めています。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第112号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第112号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について、御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する法令が令和2年9月4日に公布されたことに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。では、第112号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法施行令の一部を改正する法令が令和2年9月4日に公布されたことによります国民健康保険税に係る軽減判定所得基準の見直しの改正でございます。令和3年1月1日施行の個人所得課税の改正による影響により、国民健康保険税の軽減判定に関して、被保険者に不利益が生じないようにするためと、また一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯が国民健康保険税の軽減措置の該当がしにくくなることを防ぐための改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので御覧ください。新旧対照表の1ページをお願いします。第21条の1ページから4ページにつきましては、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える改正でございます。これは、個人所得課税における改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ一律10万円引き下げされたことと、基礎控除額が10万円引き上げられたことに対応した改正となります。同条第1号中が7割軽減世帯についての改正でありまして、同条第2号中が5割軽減世帯、同条第3号中が2割軽減世帯と、それぞれ同様の改正を行っております。

次に、5ページをお願いします。第28条につきましては、見出しの追加でございます。

次に、附則第8項につきましては、第21条の軽減判定所得基準の見直しに合わせて、規定の整備を行っております。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行し、改正後の規定につきましては、令和3年度からの年度分に適用します。また、別紙、改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、112号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方お願いします。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第113号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第113号議案、神河町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行う必要があるため、神河町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第113号議案について詳細説明を行います。

令和2年6月5日付で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表を御覧ください。第6条第2項では、これまでは指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならなかったものを確保が困難な場合は、介護支援専門員でも管理者とすることができるようになります。

次に、附則の経過措置として、これまで平成33年、令和3年3月31日までとしていたものを令和9年3月31日までに延長されることとなります。理由としましては、主任介護支援専門員になるには、介護支援専門員として5年以上の経験を要することから、不測の事態が生じたときに、過疎地域における指定居宅介護支援事業所においては、主任介護支援専門員の確保が困難であることから、管理者要件の改正が行われたものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 第114号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第114号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規

約の一部変更についてでございます。このたびの規約変更は市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入及び西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴い、退職手当組合を組織する構成団体に増減が生じるため、組合規約の変更をする必要があることから、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて、構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第115号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第115号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございます。補正予算（第6号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、私立保育所運営費負担金で、国庫負担金、県負担金合わせて686万9,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金798万4,000円の増額、特別定額給付金給付事業費補助金及び事務費補助金315万7,000円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金633万4,000円の増額、地籍調査事業委託金1,705万円の増額、まちづくり基金繰入金930万円の減額、峰山高原スキー場施設使用料、これは令和元年度繰延べ返済分であり、500万円の増額。今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金2,382万2,000円の減額補正等でございます。

歳出では、歳出全般にわたり職員の時間外手当、会計年度任用職員の報酬等969万7,000円の減額、庁舎等電話機回線の更新工事1,309万円の増額、峰山高原スキー場施設使用料の積立てとして、公共施設維持管理基金積立金500万円の増額、コミュニティバス運行委託料456万円の増額、デマンド型乗合タクシー社会実験の業務委託料563万5,000円の減額、特別定額給付金事業315万7,000円の減額、後期高齢者医療給付金負担金等552万3,000円の増額、私立保育所運営委託料640万円の減額、新規事業として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業633万4,000円、中学3年生への新型コロナウイルス感染症予防対策給付金47万5,000円、林業IT化促進機器導入補助金500万円、観光拠点整備支援事業負担金250万円を新規計上、IT・コワーキングスペース開設支援事業325万円を新規計上、地籍調査事業1,547万5,000円の増額、休業要請事業者経営継続支援金給付事業582万円の減額、事業所元気回復支援給付金3,435万円の減額、指定管理施設事業再開支援給付金84万8,000円の減額、観光キャンペーン委託料等231万円の減額、マラソン大会委託料120万円の減額。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,275万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明の途中ですが、昼食のため、暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

午前中に引き続き、令和2年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第115号議案の詳細説明をいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。2、歳入、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料はケーブルテレビ使用料で、全町光ファイバー化による環境整備により、STB、セットトップボックスの貸出しが不要になったため、貸出利用料金の36万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は私立保育所運営費負担金で、利用児童の減員により360万2,000円を減額するものでございます。国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）は負担金額確定によりまして13万6,000円を減額するものでございます。心身障害者福祉費負担金は補装具給付の増額に伴いまして、負担金70万円を増額するもので、対象経費の2分の1の負担でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事務費補助金で、交付事務の増加により補充する会計年度任用職員の経費としまして70万7,000円を増額するものでございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は歳出事業におきまして、休業要請事業者経営継続支援事業で5,820万円減額、神河町事業所元気回復支援給付金給付事業で5,820万円の増額でございます。そして、新規事業としまして、新型コロナウイルス感染症予防対策給付事業としまして48万4,000円、林業IT化促進事業としまして500万円、観光拠点整備支援事業としまして250万円を充当するものでございまして、合わせまして合計で7,984万円増額するものでございます。（発言する者あり）すみません、失礼しました。798万4,000円を増額するものでございます。これによりまして、補正後の交付金額は3億3,320万8,000円の見込みでございます。

続きまして、1目民生費国庫補助金は、特別定額給付金事業費補助金で290万円減額、特別定額給付金事務費補助金25万7,000円減額で、事業費の精算によるものでございます。少し実績につきまして御説明をいたします。対象世帯4,186世帯、対象者1万1,169人のうち4,182世帯、1万1,162人の給付となりました。また、未給付者は未申請者3世帯4人、給付辞退1世帯3人の計4世帯7人でございます。

続きまして、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金は子ども手当支援事業費補助金の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業分、幼児教育無償化システム改修等事業分が統合されたものでございまして27万円の増額で、完了しているシステム改修費を除きまして、既存の幼児教育・保育無償化実施円滑化事業の事務費に充当するものでございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金は、コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金633万4,000円の増額で、国において今後、新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合に、速やかに住民に対する接種が行えるよう、開発動向等も見据えながら実用化された際に、早期に接種を開始できるよう、準備をあらかじめ進めていく必要があるとされてございます。これらに係る経費に補助がされるものでございます。補助率につきましては10分の10でございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金22万1,000円の増額で、若者世帯住宅取得支援事業の増額が46万8,000円、若者世帯向け家賃補助

事業の減額が24万7,000円で、補助率は45%でございます。

続きまして、教育費国庫補助金は、へき地児童生徒援助費等補助金で21万2,000円の減額で、中学校遠距離通学バス委託料の減額に伴うものでございます。単価7,200円、対象59人、補助率2分の1で、対象基準は通学距離7キロ以上かつ統合により通学が長くなった旧中学校区の生徒でございます。

続きまして、7ページから8ページでございます。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、私立保育所運営費負担金32万7,000円の減額で国庫負担金で御説明したとおりでございます。

続きまして、国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）19万2,000円、国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）6万8,000円の減額でございます。負担金額確定により26万円を減額するものでございます。心身障害者福祉費負担金は、補装具の増額に伴う負担金35万円を増額するもので、対象経費の4分の1の負担でございます。軽減保険料負担金は112万3,000円の減額で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

続きまして、2項県補助金、1目総務費県補助金は、ひょうご地域創生交付金75万2,000円の増額で、二次申請による交付決定により増額するものでございます。これによりまして、交付額の総額は3,575万円でございます。

続いて、2目民生費補助金は、子ども・子育て支援交付金（一時預かり事業）134万3,000円の増額で、基準額の変更によるものでございます。変更内容は、年間延べ利用乗車数300人未満、基準額160万円から260万7,000円によるものでございます。

続きまして、4目農林業県補助金は、中山間地域等直接支払交付金5万4,000円の増額で、協定11集落の面積の変更によるものでございます。補助率は4分の3でございます。

続きまして、地籍調査事業補助金は117万5,000円の減額で、県砂防事業に係る先行事業、事業費確定により減額するものでございます。補助率は、先行事業、県補助金を含めまして10分の8でございます。

続いて、多面的機能支払交付金は2,000円の増額で、推進事務費の確定によるものでございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金は132万8,000円の増額で、水田台帳システムデータ移行経費の追加割当てによるものでございまして、補助率は10分の10でございます。

続いて、人・農地問題解決推進事業補助金、地域集積協力金は13万3,000円の増額で新たに1地区、福本区でございますが、交付要件を満たし、機能集落協力金の支払い対象になったこと等に伴う増額でございます。補助率は10分の10でございます。これらの要因を合計しまして、農業費補助金は34万2,000円の増額でございます。

続きまして、7目教育費県補助金は、わくわくオーケストラ教室事業バス利用補助金9万円の減額で、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、参加が不参加となったことによるものでございます。補助率は3分の1でございます。

続きまして、3項県委託金、1目総務費県委託金は、経済センサス活動調査準備経費市町交付金10万5,000円の増額で、追加の内示によるものでございます。

続いて、4目農林業費県委託金は、地籍調査事業委託金1,705万円の増額で、事業費の追加によるものでございます。

続きまして、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は8万円の増額で、個人1件から御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、9ページをお願いをいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は2,382万2,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため、減額するものでございます。補正後の現在高は11億9,803万2,000円でございます。

続きまして、7目まちづくり基金繰入金は930万円の減額で、充当事業デマンド型乗合タクシー社会実験の経費減額及び地域防災計画等更新業務委託料の減額に伴うものでございます。

続きまして、8目森林環境譲与税基金繰入金は30万円の増額で森林資源活用の推進経費の財源として増額するものでございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入は、新任ALTの家賃受入れとして6万9,000円、峰山高原スキー場施設使用料、令和元年の繰延べ返済分でございますが500万円、公営住宅撤去修繕負担金としまして13万3,000円の増額でございます。合わせまして520万2,000円の増額計上するものでございます。

続いて、10ページ、歳出をお願いをいたします。まず人件費等につきましては、補正6号以降の変更に伴う時間外手当等共済費等の補正、時間外手当の増額による国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰出金の補正、決算見込み等に伴う会計年度任用職員の報酬、旅費及び共済費の補正をしております。

なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

ここで17ページの給与明細書をお願いをいたします。1、一般職、1、総括をお願いします。区分、比較欄で外書き両括弧上段は、再任用短時間勤務職員、両括弧下段は、パートタイム会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、職員手当145万8,000円の増額、共済費3,000円の減額で、合計しまして145万5,000円の増額補正でございます。そして、会計年度任用職員は、合計で909万2,000円の減額でございます。

大変申し訳ございません、また10ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。1款議会費は、普通旅費50万円の減額で、新型コロナウイルス感染症により、会議、

研修等が中止されたことにより、減額するものでございます。議員費用弁償は決算見込みにより20万円の減額でございます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。庁舎等施設改善工事費は、庁舎等の電話交換機及び多機能電話機が老朽化、回線不足等により更新するものでございまして1,309万円を増額するものでございます。

続いて、公共施設維持管理基金積立金は500万円の増額で、歳入で御説明しました峰山高原スキー場施設使用料繰延べ返済分を積み立てるものでございます。5目交通対策費は、交通安全啓発看板作成、設置を行うものでございまして、設置場所は猪篠区に4枚、吉富区に1枚、福本区に2枚、鍛冶区に2枚の設置で27万7,000円の増額でございます。

続いて、コミュニティバス運行委託料で、新型コロナウイルスの影響により、運行収入の減収によりまして456万円を増額するものでございます。

続いて、デマンド型乗合タクシー社会実験の業務委託料は、契約期間の短縮によりまして563万5,000円の減額でございます。

続いて、6目企画費は、国際交流事業としまして178万4,000円の減額で、フィリピンへの訪問が中止になったことにより、渡航経費等を減額するものでございます。

続いて、需用費、修繕料でございまして7万2,000円は、防犯灯の設置経費を増額するものでございます。鍛冶区内に2基、寺前区内に2基の設置でございます。

続いて、創業支援事業補助金で、創業予定者2名の追加によりまして69万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、7目ケーブルテレビ管理委託費は、ケーブルテレビ末端機器リース料35万7,000円の減額でございまして、歳入総務使用料で御説明しましたSTB、セットトップボックスの解約によるものでございます。

続いて、著作権使用料54万3,000円の増額で、日本テレビ放送著作権協会へ支払う著作権料の算出におきまして、控除世帯に誤りがあったため、増額するものでございます。

すみません、11ページをお願いをいたします。8目諸費は、町税過誤還付金で70万円の増額でございます。

続きまして、5項統計調査費、5目経済センサス統計調査費は10万5,000円の増額で、調査活動に係る準備経費を増額するものでございます。

続いて、6項監査委員費は15万円の減額で、新型コロナウイルス感染症により、会議、研修等が中止になったことによるものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、報酬、共済費、旅費を合わせまして38万1,000円の増額が個人番号カード交付の追加補充による会計年度任用職員の経費でございます。

続きまして、特別定額給付金315万7,000円の減額でございまして、事業完了に

よる精算減額をするもので、印刷製本費、郵便料、特別定額給付金の減額でございます。

続いて、国民健康保険事業特別会計繰出金39万の増額で、保険税軽減分負担金確定により25万6,000円を減額するものでございます。財政安定化支援事業の算入確定により36万6,000円を増額、時間外勤務手当28万円を増額しまして、合わせて39万円を増額するものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金（保険者支援分）27万2,000円の増額で、負担金額確定によるものでございます。3目心身障害者福祉費は、障害者補装具購入で140万円の増額でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。7目後期高齢者医療費は、前年度給付費負担金広域連合共通経費負担金500万4,000円の増額で、精算によるものでございます。繰出金51万9,000円の増額は、システム改修経費保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。2項児童福祉費、3目保育所費は、私立保育所運営費委託料640万円の減額で、ゼロ歳児の入所取消しがあり見込みより減となったため、減額するものでございます。

続きまして、一時預かり事業補助金は201万4,000円の増額で、子ども・子育て支援交付金の国の基準の変更に伴い増額するものでございます。変更内容につきましては、歳入で御説明をさせていただいたとおりでございます。公立施設型給付費負担金は175万5,000円の増額で、私立施設型給付費負担金464万5,000円の増額で、転入見込みにより増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり対策費は、消耗品、それからシステム導入委託料、コピー使用料、一般備品購入費、合わせまして計633万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございまして、歳入で御説明をしたとおりでございます。

続いて、郵便料、新型コロナウイルス感染症予防対策給付金、合わせまして計48万4,000円は、進路を控えた中学3年生を対象に、感染予防対策を支援するため、1人当たり5,000円を給付するもので、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。4目保健衛生施設管理費は206万8,000円の減額で、保健センターの空調機故障緊急更新工事の完了に伴い、減額をするものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、需用費、消耗品2,000円の増額は、多面的機能支払交付金事業の推進経費で歳入で御説明をさせていただいたとおりでございます。中山間地域等直接支払交付金は7万2,000円の増額で、集落協定面積変更によるものでございます。

続いて、地域農業再生協議会補助金132万8,000円の増額は、産地交付金交付事業25万の減額は、歳入、農林業費補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、地域集積協力金13万3,000円の増額は、同じく歳入、農林業費県補助金、人・農地問題解決推進補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。6目地

籍調査費は1,587万5,000円の増額で、補助金対象事業費の入札減、それから委託金対象事業費の追加配分によるものでございます。

続いて、2項林業費、2目林業振興費は、元気森もり活動推進補助金30万円の増額で、地域住民等が行う森林環境の保全、森林資源の活用等に資する事業を支援するものでございまして、森林環境譲与税基金を充当するものでございます。

続いて、林業IT化促進機器導入補助金500万円は、新規計上でございまして、森林3次元計測システムの導入に補助するものでございまして、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。森林3次元計測システムの概略を御説明をいたします。レーザーキャナーにより屋外の空間情報を3次元データとして取得、解析するものでございまして、森林調査で求められます林木の胸高直径や材積、立木の位置、枝張り等の情報と併せて森林計測作業が簡便化、高速化されるもので、森林計画等の作成の効率化に資するというものでございます。

続きまして、6款商工費、1目商工振興費は、休業要請事業者経営継続支援金給付事業委託金582万円の減額、それから、事業所元気回復支援給付金3,435万円の減額で、事業完了により減額するものでございます。

少し実績につきまして、御説明をいたします。まず、休業要請事業者経営継続支援金でございます。県3分の2、町3分の1の負担の協調事業で行いました。令和2年10月の8日で県の支給が完了をいたしました。神河町におきましては、件数が36件、1,425万円の支給でございまして、県が950万円、町が475万円で、予算額に対する支給率は約45%でございました。

次に、事業所元気回復支援金は、個人事業者に15万円、238件、3,570万円、法人30万円、102件、3,060万円、合計しまして340件、6,630万円でございます。予算額に対する支給率は約66パーでございました。

続きまして、2目観光費は、観光キャンペーン委託料181万円の減額で、新型コロナウイルス感染症拡大によりインバウンド観光（IFT台北）が中止になったことによるものでございます。

続いて、HYOGO Mediaフィルムコミッション負担金50万円の減額につきましても同様でございます。

続きまして、指定管理施設事業再開支援給付金84万8,000円の減額は、事業完了により減額するものでございます。

観光拠点整備支援負担金は、新規事業でございまして、250万円を計上しております。

事業の内容につきまして、兵庫県公益社団法人ひょうご観光本部が実施いたします観光拠点整備支援事業補助金に随伴負担をするものでございまして、観光客の利便性の向上や地域の魅力向上など、地域観光のにぎわいづくりに資する事業を対象に、施設の改修等を助成し、観光振興につなげていくというものでございます。補助率につきまし

ては、県が4分の2、市町が4分の1でございます。財源は県に合わせまして、地方創生臨時交付金を充当いたします。なお、事業は令和2年度の限定となっております。現在1件の申請がございまして、越知区内の空き家を改修され、活用される予定であると聞きしております。

続きまして、3目大河内高原整備費は40万円の増額で、砥峰高原山焼きボランティア用の防災服、ヘルメット、ホイッスル等の購入経費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費は、修繕料125万2,000円の増額で、公営住宅の撤去修繕で福本団地撤去修繕が老朽化により経費がかさむことによるもの等でございます。

続いて、若者世帯向け家賃補助金55万1,000円の減額、若者世帯住宅取得支援補助金104万円の増額で、申請件数が見込み以上に増加したのものによるものでございます。

2目住宅建設費は、IT事業所・コワーキングスペース開設支援事業補助金325万円の新規計上でございます。県補助事業に随伴補助をするものでございます。

事業の概要につきまして申し上げます。テレワーク・副業等の多様な働き方に対応するため、企業家等を対象としたコワーキングスペースを新たに開設する事業者等に経費の一部を補助するものでございます。補助率等でございますが、県が4分の1、市町4分の1で、補助上限額はハード事業で550万円。ただし、空き家の改修につきましては650万円でございます。現在、申請事業者は1件で、粟賀町の空き家の店舗の改修を予定されております。

続いて、8款消防費、4目災害対策費は、地域防災計画等更新業務委託料366万9,000円を減額するものでございます。

新型コロナ等の影響も鑑みまして、防災計画をより実動的、行動性のあるものにするため、本年度は調査、それから、検証を行うこととしたための減額でございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費は、需用費21万9,000円の増額で、新型コロナウイルス対策により電気代等の経費が増嵩したことによるものでございます。

続いて、県民芸術劇場学校公演委託料は44万円の減額で、公演が中止になったことによるものでございます。

LED照明機器リース料は47万7,000円の減額で、入札の減によるものでございます。

備品購入費55万3,000円の増額は、排せつケア用介護リフトの購入経費でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。2項中学校費、1目中学校管理費は、光熱水費126万2,000円の増額で、小学校費と同様でございます。

通学バス委託料は、夏休みの短縮によりまして1か月分の定期的購入が不要になった

ため、88万8,000円を減額するものでございます。財源につきましては、歳入、へき地児童生徒援助費等補助金で説明をさせていただいたとおりでございます。

LED照明機器リース料127万円の減額で、小学校費と同様でございます。

通行料及び駐車料3万9,000円、自動車借り上げ料23万1,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症によりわくわくオーケストラ教室不参加により減額するものでございます。

2目中学校教育振興費は、外国語指導助手活用事業で、旅費、役務費、使用料及び賃借料の増減を合わせまして5万3,000円の減額でございます。

4項幼稚園費は、薬剤師報酬7万5,000円の増額で、神崎、寺前の2園分の増額でございます。

光熱水費18万1,000円の増額は、小学校費と同様でございます。

5項社会教育費、3目社会教育施設運営費、需用費、消耗品は8万円の増額で、指定寄附金を活用し、きらきら館で子供用のおもちゃを購入するものでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は、スポーツ大会委託料120万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症によりましてマラソン大会が中止になったことによるものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。3目学校給食費は、給食施設工事費185万2,000円の減額でございます。

17ページから19ページにつきましては給与費明細書で、20ページから21ページは新規事業の説明一覧となっております。後ほど御確認をお願いをいたしたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。教育費のところでは少しお尋ねします。

小学校費とか中学校費で、いわゆる会計年度任用職員の減額がすごく出てるんですけども、これの細かい説明をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。申し訳ございません、細かい説明と申しますか、この新型コロナウイルス感染症の関係で4月、5月が休校になりましたので、一番大きな原因は、その分の人件費の減ということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。11ページで、総務費ですけれども、

ちょっと聞き逃したかもしれません。分かる範囲で教えていただきたいんですけども、職員手当の時間外勤務手当で99万8,000円ですね。これは、この金額でいえば、1人当たり何時間ぐらい、大体で結構です。1人当たり何時間ぐらい勤務外したものに当たるのでしょうか。それと、その内容ですね、職務の内容等、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。こちらについては、税務課の時間外手当になりますけども、理由としましては、年度当初に新型コロナの影響によりまして、分散業務を余儀なくされまして、当初賦課の時期と重なったために、当初賦課が同日に電算室の出入りができないであったりとか、そういった規制がありまして、上半期に多く時間外が発生しましたので、後半の手当が不足する可能性があるために、こちらのほうを計上させていただきました。1人当たりの時間、不足分としましては、1人当たり約20時間、一月20時間で計算しております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えてもらいたいと思います。補正予算書の7ページでございます。1目の総務費国庫補助金の新型コロナウイルスの臨時交付金ですね、798万4,000円の増ということで、先ほどそれぞれ休業要請の582万円の減をはじめ、いろいろ説明を受けて、そして、本日、参考資料として、この一覧表をもらっております。ほんで、現在、この臨時交付金として申請というんですか、国のほうに提出されている事業費としましては3億9,263万2,000円という理解で、そして、そのうち交付金としましては3億3,320万8,000円ということでの現在の状況やと思うんですね。これをそれぞれ今から精算等をしていきますと、不用額というんですか、やはり余ってくると思いますので、そういう分については、今後違う事業等に使っていけるかどうかということです。この資料見ますと、第3次の交付金も出てきますので、そういう部分も含めると、なかなかつかみにくいというのはよく分かるんですが、町全体でこの交付金をどのように活用されているのかというのを1点お聞きしたいのと、あと、この資料の一番右下のほうに書いてますように、この交付限度額という分ですね。この限度額という意味が、神河町としては、現在では、この3億6,279万9,000円が交付される分でございますと、この範囲内であればいいということなのか、その辺の分も含めてです。

それから、この交付金自身は、これも以前質問したかも分からないんですけど、3年度ですね、繰越しをして使えるかどうか。言い換えますと、2年度中限りの交付金なので、何としても3月31日に執行してしまわなければならないのか、この3点ほどについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。臨時交付金関係の御質問でございまして、ちょっと別途、御配付をしました実施計画書の一覧のほうを少し御覧をいただきたいと思います。

まず、12月の現在の状況で、予算の状況を入れてございます。一番右の財源の内訳のほうを見ていただきますと、臨時交付金を充当してますのが3億3,320万8,000円ということで、右下の計のところでございます。そして、一般財源といたしまして5,830万2,000円ということでございます。その下の枠外に、交付限度額の計というのがございまして、それが神河町の現在の交付の限度額というものでございまして、3億6,279万9,000円ということで、これの充当の関係を見ますと、差額で、あと引きますと、2,900万ちょっとというところで、今この2,900万ちょっとを、今度この一般財源の5,800万のうちの部分を充当していくというような予定をしております。したがって、後に不用が出てこなければ、一般財源が3,000万ちょっと入りますので、恐らく何も不用が出なければ、一般財源の充当が2,800万ほどになるんですかね、そういうようなところでございます。

まず、交付限度額につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思います。第1次、第2次というふうな形で書いてございまして、第1次が補正1号、2号の段階で出された限度額でございまして、この段階で予算を編成したところが1号、2号の補正というふうなところでございます。ですので、仮に補正2号のところで行きますと、1億4,000万円ほどの予算をやったんですけども、このときに来てた交付限度額というのは8,424万であったというふうなことでございます。それから、それ以降の部分で上げている部分につきましては、2次交付限度額ということで、事業費の継続対応分ということで6,300万円ほど。それから、新しい生活様式ということで2億1,500万円というふうに交付限度額が示されまして、それに合わせまして、以降の補正を入れているということでございます。

そして、補正7号部分につきましては、今度、減額と合わせまして、それから新たに、ナンバーでいいますと、19、20、21の事業でありますけども、これを第3次の部分で上げているということでございます。それぞれの計画に掲載するのは、この第1次とか第2次とかいうふうに出てきた段階で計画書に上げていくということでございまして、あと、その不用額の不用が出た場合の事業の取扱いですね、それにつきましては、この実施計画の中に上がっている事業の中で流用が可能であるということでございます。

最後に、繰越しの関係なんですけども、基本的には令和2年度の中でということでございます。ですので、繰越しはよほどそういった事情がない限りは繰越しはできないというようなところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。今、一通り説明を聞きまして、私なりに理解した部分で、再度、考え方が、理解の仕方が正しいかどうかの確認

をお願いしたいんですが、神河町については、交付金の限度額が3億6,000万円余り、そして、現在申請してるのが3億3,000万ですんで、約3,000万円の、まだ余裕がありますよと。この部分については、それぞれ21ある事業の中で、一般財源等を用いてますので、全て、今のところ余裕がある3,000万円弱のお金については、一般財源に充当するので、交付金は逆に言えば全て使い切れるという、そういう理解でいいのかなということ。

あわせて、その関連で出ますのが、例えば今回、第1次の部分については8,400万円余りの限度額、そして、2次については6,300万円とか、それぞれ、各1次、2次、3次で限度額があるんですが、最終的にはそれぞれの時期の限度額にこだわりなく、通年を通して限度額を使うという形というんですか、各期間ごとの流用はできますよという、そういう理解でいいでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。1点目の御質問につきましては、この3,000万円ぐらいの開きの中で、優先的に一般財源の部分を臨時交付金を充てていくということでございます。

2点目の、第1次、2次というふうな色分けがあるわけなんですけど、議員おっしゃられるとおり、総額の中で見ていただいたら結構かと思えます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、説明はよく分かりました。

それで、その時期時期の情勢がある中で、交付金プラス一般財源を使おうというような事業を考えられたとは思いますが、しかしながら、それ以外に、今後いろいろなことを見込まれるの中で、ぜひともコロナ対策のために必要な事業が出てきた場合、この一般財源に充当するのは二の次にして、新たな事業について、余裕のある交付金等を使っていくという考え方があるかないか、それを含めて、第3次ですか、3次の交付金の部分も含めて、そのような計画があるかないかだけをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し臨時交付金のところに視点がいくわけなんですけども、この臨時交付金の事業につきましては、臨時交付金を、幾らあるから、その部分内で収めるというような計画の上げ方はしておりませんので、もともと原則的には、その時々の中で必要な事業を計画して、掲載をしていっているということでございます。ですので、今後につきましては、逆に言いますと、事業費が余ってるから事業をやっていくというような考え方ではございませんで、結果的には一般財源の伴わなかったというような形になることもあるかもしれませんが、考え方としましては、必要な事業を、実施計画を上げるそれぞれの時期の中で上げていこうというような考え方でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、第115号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第16 第116号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第116号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険給付費等普通交付金の対象となる歳出の保険給付費の増額に伴うもので、この交付金については、歳出の保険給付費とほぼ同額が県から交付されますが、保険給付費は県が神河町の医療費の伸び率、また被保険者数から算出するもので、当初予算ではその見込額が少なめに算出されていたことから増額補正をするものでございまして、今年度の医療費はほぼ平均値で推移しており、際立って高騰したわけではございません。

また、保険基盤安定負担金の確定による減額、時間外勤務手当の増加等による職員給与等繰入金金の増額、交付税算定額の確定による財政安定化支援事業繰入金金の増額。

歳出では、時間外勤務手当が伸びていることによる国保職員人件費事業についての増額、歳入でも説明をしました保険給付費の増額、財政調整基金積立金の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,617万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点、教えていただきたいと思います。保険療養給付費、8,400万余りの増額ということになってます。先ほどの町長の説明によりますと、当初予算、少し抑えた中で予算計上をしていったものですから、例年並みの給付費という形の中で今回補正をしたということなんですが、私、一つ、今回、新型コロナウイルスの関係で、各医療費関係が減ってくるんじゃないかなというような予測をしとったんですけど、昨年の実績並みという状況ですので、住民生活課のほうで押さえてある分で、今年度の医療費等についての中ですね、新型コロナウイルスがどのように影響してるかというような状況をつかんでおられたら、知らせてほしいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。三谷議員の質問の答えをさせていただきたいと思います。

先ほど町長が説明をされましたとおり、今回の補正によりまして、この2年度の医療費総額、そして療養給付費につきましては、昨年とほぼ同額になるという金額の補正を今回計上しております。その計上の根拠ですけれども、上半期の実績、そして、その実績で12か月も計算しとるんですけども、それプラスの平成30年度から令和元年度への伸び率を掛けて、今回の補正の金額を算出はしておりますけれども、今、三谷議員がおっしゃいました、その中のコロナに関係する医療費、療養給付費が幾ら占めてるかというところにつきましては、こちらといたしましては把握はできておりません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第17 第117号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第17、第117号議案、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修経費に係る事

務費繰入金の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額、被保険者の年金受給額の修正等による保険料還付金の増額、システム改修経費に係る円滑運営事業費補助金を計上したことによる増額でございます。

歳出では、システム改修経費に係る委託料の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額、被保険者の年金受給額の修正等による保険料還付金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,154万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点教えていただきたいと思っております。補正予算書の5ページです。システム改修委託料、これは先ほど町長の説明では、高齢者の医療費の見直しによってシステムを改修するという説明でございましたが、現在、この高齢者の医療費の見直しが、どのような見直しをされようとしているのか、その内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。三谷議員の質問の答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの町長の説明の中で、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修経費という説明をいたしました。その医療制度の見直しですけれども、平成30年度の税制改正に対応したものでございます。個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の繰替えを行うこと、そういう税制改正を行うと。それにつきましては、令和2年以降の所得税に適用するという事で、適用日が令和2年1月1日と、そういった内容の改正でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第18 第118号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第118号議案、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、コロナ禍における介護保険料減免による減額、減免した介護保険料に対する国庫補助金の増額、新たに介護予防・健康づくりに対する取組に重点化した国庫補助金の増額、コロナ対策として介護施設の消毒・洗浄に対する県補助金の増額が主なものでございます。

歳出では、介護施設でコロナ患者が発生した場合の施設の消毒・洗浄に対する補助金の増額、介護サービス事業所における感染症対策支援事業として、地域包括支援センター職員に支給する慰労金の増額、基金積立金の増額、時間外勤務手当等人件費の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,129万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第19 第119号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第19、第119号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、営業費用の原水及び浄水費、手数料で保健所の指導で検査項目を増やしたことによる水質検査手数料25万8,000円の増額。総係費、委託料でアセットマネジメント策定業務を本年度見送り、来年度当初予

算に計上したく600万円の減額、予備費を574万2,000円の増額をいたします。

アセットマネジメント策定には、今年度委託発注しております水道施設台帳整備が完了していることが大前提となりますが、台帳整備にかなりの時間が有することから、今年度に台帳整備を行い、来年度にアセットマネジメントを策定するスケジュールに変更をいたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 第120号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第20、第120号議案、令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、営業費用の総係費、委託料で、料金システム追加カスタマイズ対応として498万3,000円を増額、予備費で同額を減額しております。

カスタマイズの内容としましては、毎月、住民生活課から転入転出等の異動名簿をもらい、手入力で人数変更の処理をしていますが、自動取り込みにより確実な対応を行い、迅速かつ正確に処理を行うものでございます。

また、月の途中で閉栓した場合、水道の使用水量が基本水量の2分の1以下の場合基本金額を2分の1にしております。この対応を手入力で更正していますが、自動算定

し、迅速かつ正確に処理を行うようにするためのものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第120号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 承認第7号

○議長（廣納 良幸君） 日程第21、承認第7号、神河町恒久平和のまち宣言制定の件を議題といたします。

承認第7号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第7号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町恒久平和のまち宣言制定の件でございます。

神河町で暮らす私たちにとって、この恵まれた自然を享受しながら豊かな生活環境を維持していくことが求められていると考えています。

一方、世界に目を転じれば、いまだ各地で紛争が頻発しており、多くの貴い命が奪われています。また、世界中には1万3,000発を超える核兵器が存在すると言われるなど、核兵器の脅威はさらに高まっていると感じています。

しかしながら、私たちは広島、長崎の惨禍を繰り返してはいけないこと、平均年齢83歳を超えた被爆者の苦しみは今なお続いている状況を決して忘れてはいけないこと、そのためにも核兵器のない世界を目指し、全世界全ての人々の幸せを希求することが大切だと考えています。

この思いを託した神河町恒久平和のまち宣言を制定し、心に刻み、神河町のまちづくりに生かしていくものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、承認第7号の詳細について御説明を申し上げます。

非核平和自治体宣言については、例年実施されております日本青年学生平和友好祭兵庫県実行委員会による反核平和の日のリレーや平和行政に向けた自治体要請行動において、その実現に向けた要請が行われてきました。

平成22年6月時点では、神河町を含む7自治体が県下の中で未制定で、その後、未制定自治体からの照会もある中で、平成24年4月時点では1市3町が未制定という状況にありました。当時は、できれば議員提案につなげられないかとの思いもありましたが、その実現には至りませんでした。そのような状況の中で、このたび、8月14日の自治体要請行動を受け、神河町としても、町長提案として12月議会での上程に向けて取り組んでいくことといたしました。

管理職会議、総務文教常任委員会でも原案等についてお示しをしながら、特に町人権文化推進協議会では、役員会の議題としていただき、御協議、御審議をいただき、このたびの提案に至ったものでございます。頂戴いたしました御意見をしっかりと踏まえた上で、大きくは3つの考え方で確認、整理をさせていただきました。

1点目は、長年の懸案事項でありましたが、令和2年11月20日現在、世界の165の国、地域から7,968都市、うち日本国内では全市区町村の99.5%に当たる1,733の市区町村が加盟する平和首長会議に神河町も平成22年1月1日に加盟をしている。また、本年9月議会で1町が制定され、現時点での未制定は神河町を含む1市2町となった。

2点目は、日本の今、置かれた立場から考えると、内容も含めて相当の配慮が必要ではある。一方、日本は世界で唯一の被爆国であり、今もその苦しみの渦中にあることは事実。そして、日本国憲法の平和主義の精神に基づき、国是である非核三原則を堅持した上で、神河町として恒久平和のまちを宣言することには何ら異論がない。

3点目は、豊かな山・川・田・畑に囲まれ、高原、名水、歴史・文化に触れ合える中でのフレーズは、合併10周年の際に使用したワードでもあり、神河町を端的に表す言葉として使用している。また、宣言のそれぞれの段落における意味合いや重さの違いから、一連の文章として読み取るとした場合、違和感も否めないことも確かではあるが、宣言である以上、できる限りシンプルに、それでいて一文一文に思いを込めてまとめ上げる必要がある。したがって、かけがえのない命と青い地球、そして、全世界全ての人々が幸せになるためとの強い願いを込めてまとめ上げました。

それでは、朗読させていただきます。

.....
神河町恒久平和のまち宣言

豊かな山・川・田・畑に囲まれ、高原、名水、歴史・文化にふれあえるなかで、安心して安全に過ごせることは神河町民すべての願いです。

唯一の被爆国である日本においては今もなお、放射線による被爆者の苦しみは続いています。

世界に目を転じれば、未だに宗教や民族の違いによる悲惨なテロや地域紛争が絶えず、「核兵器」の存在が人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

神河町は、人類共通の願いである恒久平和の実現に向け、日本国憲法の平和主義の精神に基づき、核兵器をもたず、つくらず、もちこませずの「非核三原則」を堅持し、かけがえのない命と青い地球を未来へ引き継ぎ、全世界・全ての人々が幸せになるため、「恒久平和のまち」をここに宣言します。

令和2年12月

神河町

.....
○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。ただいまの町長の提案説明、また総務課長からは、町人協の役員会でのいろんな詳細な議論について、そして町としての思いについて説明がございました。

先般、11月18日に開催されました総務文教常任委員会においては、当日配付の資料の中で、その資料説明ということで、総務課長のほうから、本当に簡略な説明しかございませんでした。その同じ総務課が出された、総務文教常任委員会の資料の政策調整会議のところを丹念に見ますと、9月の10日の政策調整会議のその他の項目でこの件が協議をされて、今後、管理職会議、総務文教常任委員会、町人協役員会等で情報提供、意見を求めていくというくだりが書いてあります。そういう中で、11月の18日の常任委員会での説明が本当に端的であって、今のような、そういう流れとか、町としての思いというのが私たちに全然伝わってこなかったんですね。その辺のところ、どのように考えられていますか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。総務文教常任委員会での説明ということでもありますけれども、基本的には、ほかの議題も同じなんですけれども、私どもとしましては、事前資料の提出、そしてまた、この内容についても、当然御意見をいただくということを前提として出させていただいております。ただ、常任委員会の中で意見が出なかったということで、私自身はこの本会議の中でしっかりと議会としても御意見をいただけるというふうにも、また一方では思っております。管理職会議におきましても、9月以降、一番最初には原案を出しました。その中で、最終本日提案までに

はかなりつくり込みが変わってまいりました。その間に町人協の役員会ももちろんありました。教育課、そして総務課を中心とする関係課協議もございました。

そういったところも踏まえまして、最終上程するに当たりましては、町としての議案審議という機会を持たせていただいております。その議案審議の中で、管理職の対応につきましては、内容が変わった点についても御説明をさせていただきながら、本日の御提案ということに至った状況でございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 状況については、今、総務課長から説明があったんですが、やはりこういう、町として大事な宣言をするわけでありまして。そして、かつては議員発議でという思いの中で、それが残念ということであったんですけども、その当時の議員と今の議員の世代はまた変わっておると思います。そういう中で、総務文教常任委員会で資料として出したでしよって、意見がなかったからという部分については、私は大変残念であります。

2点目の質問なんですけども、この宣言について、される重みについては、私は十分理解をしております。ですけども、今、ウェブ上で「神河町」、「宣言」この2つのキーワードで検索をしますと、2つの宣言が出てまいります。1つ目は、平成20年3月に行われた「人権尊重のまち」宣言についてです。この宣言については、十分な意見聴取の機会、期間をもって議会に提案されたのではないかと推察いたします。2つ目は、今年7月10日付で行われた神河町クールチョイスなまち宣言、これが出てきます。この宣言については、議会に提案されることもなく宣言されたと認識をしております。どちらも神河町として、町民に対して、また広範な社会に対して宣言されたわけなんですけれども、この2つの宣言の取扱いの違いについてお尋ねをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。宣言の取扱いについてでございます。町長が宣言をして、そして宣言ということで成立する場合もでございます。また、「人権尊重のまち」宣言、そしてまた、このたびの恒久平和のまち宣言ということで、議会の承認案件として上げさせていただく宣言もでございます。それぞれ条例、規則というところで考えますと、条例につきましては、議会の承認を得るものでございますし、規則、そして要綱等につきましては、町長の専決事項でございます。そういった重さが違うということよりも、それぞれのその当時の考え方というのとも出てくるかもしれません。ですから、宣言の内容についても、町長が発して宣言として町民に、そしてまた町外の方に広く公表していくという場合と、それから、議会の承認事項として、あえて議会の御意見を求めるという、その2つがあるということでございます。

それから、前段のほうで御質問が少し触れられてたかと思っておりますけれども、なぜ今なのかというところの御質問にも関係するのかなというふうに思いますけれども、一つは、端的に申し上げますと、多くの自治体は、この平和という問題に対して共感をして、そ

して宣言をされている中で、このたびの要請行動の中で、その決断を町としては諮ったということがございます。町人協の役員会の中でも御意見をいただきました。なぜ今なのかと。来年の1月22日だったかと思えますけれども、核兵器禁止条約が批准をされると、そういう状況の中で、日本は批准をしていないと。そういう状況の中で、今、神河町として恒久平和のまち、そして非核三原則を打ち出した宣言をする必要があるのか。町の姿勢を問われるといったことが意見としても出ました。その意見もしっかりと受け止めさせていただきました。

じゃあ、いつ神河町としてその思いを伝えるのが適切な時期なのかと考えたときに、やはりそのことが起きた、その平和要請行動から動きがあった、その時点が一番の適した時期だというふうに私どもとしては判断をいたしました。そういう状況の中で、私たちとしましても、このまち宣言をあえてこの時期ではありますけれども、少なくとも広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないという思いは全国民、全世界の人々の思いであるということも含めて、神河町としてしっかりと宣言をしていくということについては何ら異論はないということで、合意形成が出来上がったというところでの提案ということで御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 3回目の質問です。それでは、最後に、宣言文の表題についてお尋ねをしたいと思います。兵庫県下41市町のうち、豊岡市、佐用町、神河町を除く38市町がこの平和に関する宣言をされております。この中には、議会としての決議、例えば太子町さん、この秋に決議された多可町さんなども含んでおると思えます。その38市町のうち、このたびの神河町の提案と同じ恒久平和のまちを表題とするのは福崎町、市川町、新温泉町、3町のみであります。他の多くの県下の自治体が非核平和のまち・都市、その表題が21市町、核兵器廃絶のまち・都市が10市町、平和都市が4町となっていると思うんですね。

私、先ほどから申し上げてますように、この宣言文の内容については何ら異論はないんですけれども、それならば、この宣言文の中に書いてある、やはり非核、核兵器廃絶、他の自治体、多くの自治体が行われてる、そういう表題にすべきではないかなと思うんですが、あえて神河町が恒久平和のまちとされた神河町としての思いを聞きたいと思えます。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。タイトルについての御質問ということでございます。あえて恒久平和、全ての人が幸せになるということでございます。そのために、町はこれまでも、そしてこれからも平和であり続けなければならないというところの思いでございます。ですから、非核平和、そしてこの被爆者の思いということ、これまでの要請行動の中では強く受けては来ておりましたけれども、その思いも含めて、全ては私たちのかけがえのない命、これがしっかりと守られてこそ、全て

の人たちの幸せ、恒久平和が担保されるというところの思いを込めまして、恒久平和というところで、神河町がしっかりと神河町の思いとして発信をしていこうというところで、このたびの提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それぞれこの宣言について、今、澤田議員の質問等について、町の考え方を述べられました。

先ほどの話じゃないですけど、宣言については、傾聴といったらおかしいんですけど、議会に承認を求めるような宣言もあれば、町長の専決という話もありました。こういう中で、この宣言については、当然議会に上がってきてますので、私はこれは非常に厳格な宣言というんですか、そういうようなことでありますし、この宣言の中には、神河町民全ての願いであるというような表現もしてあります。ですので、このような、この宣言が可決された後、この宣言を町内外に対してどのような方法というか、手法で啓発なり普及をされていくか、そのような考え方があるようでしたら、その点をお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。結論から申し上げますと、こうしますということは、現時点では事務局としては思いは持っておりませんが、人権尊重のまち宣言につきましては、恐らくコーティング、ラミネートか何かしたものを全戸に配布をさせていただいたかというふうに思います。

いずれにしても、この宣言、この思いというものを議会でしっかりと御意見もいただきながら、そして、私どもとしては全員賛成の下で承認をいただきたいというふうに思っておりますので、いろんな媒体を使って、そして、このかけがえのない命、全ての人々が幸せになるという、そういうところでまとめておりますので、その部分を、この企画の部分と併せて、しっかりとお伝えをしていくことができたらというふうに考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。今の三谷議員の話に関係する話で、前から思ったことを、ちょうどええ機会なんで、提案したい思います。

神河町で平和学習、平和イベントという中で、やっと僕が知っとる限りは、神河町遺族会の平和祈念映画事業ですね、これを毎年8月の終戦記念日のある月にやり、二度と戦争はしないんだということを題材に映画会があります。しかしながら、僕が知っとる限り、平和事業というのはこれぐらいじゃないかなと思うんですね。

ここで提案なんやけども、せっかくこういう恒久平和のまち宣言をするという中で、戦争に対して、例えばですよ、姫路空襲の大空襲の語り部の黒田先生とか御健在で、今

も頑張っておられるんで、そういう語り部のイベントをグリンデルホールで黒田先生を、例えば呼んでやるとか、そういう講演会ですね。こういうようなことも、何課が担当するんか分かりませんが、映画会だけではいかんだろうなと。もう1つ、2つ、事業を展開して、平和って大事なもんやと、二度と戦争したらあかんのやぞということの子供たちにも分かってもらえるような、そういう取組、事業をやってほしいなと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（廣納 良幸君） 高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。吉岡議員の質問の答えをさせていただきたいと思います。

住民生活課といたしましては、遺族会を担当しております。今、議員がおっしゃいましたように、映画祭を開催しておりますけれども、今年の8月の神戸新聞に、東柏尾の中野さんのシベリアでの抑留の記事が3日間ほどにわたって出ておりました。私もそれ、拝見させていただきまして、もう本当に高齢になってらっしゃいますので、神河町の若い方とかにもそういった話を引き継いでいくことが非常に大切だなということを感じました。遺族会といたしましても、映画祭だけじゃなくて、そういった機会もまた今後持っていくように、役員の皆様に御相談したりして検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。貴重な御意見、ありがとうございます。遺族会の映画、そしてまた語り部の話につきましても、住民生活課でも考えていくというところがございましたけれども、教育委員会、そしてまた総務課含めて、これからさらに、この平和行政、そして命というようなところを視点を置きながら、前向きに検討ができたらいいなというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

澤田俊一議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） コロナ対策のアクリル板がございしますので、マスクを外して発言をさせていただきます。

11番、澤田でございます。私は、本宣言の本文に書かれている核兵器のない平和な社会の実現に対し、何ら反対するものではありません。しかしながら、本案に反対の立場で発言をさせていただきます。先ほど来、総務課長等の答弁の中でも、議会で、この場で御意見をお伺いしたいということでしたので、私は質問はできませんけども、意見が言う場がございせん。こういう形でしか言えませんが、私の意見として皆さんに聞

いていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、この宣言の原文と修正案が先月の総務文教常任委員会の総務課の資料に当日配付として添付されておりました。その内容について、丁寧な説明もなく、特に町人協の役員会で諮られたような、そういう、特にこれについて意見どうですかというふうな問いかけもなかったわけでございます。それが大変残念であります。やはり多くの、かつては議員発議の動きをという、そういう動きもあったと聞いておりますので、やはり議会として決議するわけですから、議員の我々にもう少し丁寧に意見を聞いてほしかったというのが私の思いであります。

そういう意味で、私は神河町として、町民に対して、また広範な社会に対して宣言するわけですから、もう少し丁寧に時間をかけて、私たちの意見も尊重していただいて、庁内協議を重ね、また町内外の有識者の意見も聞いて、慎重に取り扱われるべき案件であると思います。

それと、また本文に書かれている、核兵器をもたず、つくらず、もちこませずの非核三原則を堅持することによる平和な社会の実現、私もこれには大賛成ですが、その趣旨を明確にするためには、宣言文の表題を、非核平和のまち宣言、あるいは核兵器廃絶平和のまち宣言とすることのほうが、私はふさわしいと考えております。

以上の理由から、本案について反対の意思を表明させていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 次に、賛成討論ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 私もアクリル板があるんで、マスクを取らせていただきます。

5番、吉岡です。私は、神河町恒久平和のまち宣言承認に賛成の立場で発言をします。

終戦75年という節目を迎える本年に、この神河町恒久平和のまち宣言の制定は意義深いものだと思います。2017年7月7日に国連総会で採択された核兵器禁止条約は、本年10月に発効に必要な50か国の批准が達成され、2021年1月に発効される予定となりました。この条約を推進したICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンは、2017年にノーベル平和賞を受賞しました。受賞スピーチでは、広島で被爆されたサーロー節子さんが、核兵器の終わりの始まりであると述べられたことが印象的でありました。

現在、世界中には多くの核兵器が存在し、人類の生存に大きな脅威を与えていますが、核兵器の力を背景とした平和というものが有り得るとは到底思えません。国内では非核自治体宣言が増え続け、全国の自治体の9割以上が、また県内の自治体41市町のうち38市町が宣言をしています。現在、宣言していないのは豊岡市、佐用町、神河町の3市町のみです。

神河町は、このたび恒久平和のまち宣言を行い、恒久平和の希求と、その実現のために様々な取組をしていただくという思いで、私は本議案に賛成します。以上であります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより承認第7号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立多数であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から12月15日まで休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から12月15日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月16日午前9時30分再開といたします。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後2時54分散会
